

上富良野町こども計画

2025～2029

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

上富良野町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の位置付け	1
2 計画の期間	4
3 計画の策定体制	4
4 上富良野町のこどもと子育て環境の現状	5
（1）人口・出生の動向	5
（2）第2期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状	6
5 計画策定に向けたアンケート調査	7
第2章 目指す子育て環境	8
1 計画の理念と目標	8
2 子ども・子育て支援事業の骨組み	8
3 教育・保育施設の運営に関する取組み	11
4 重点的に取組みたいこと	11
第3章 基本目標と実現のためにできること	12
1 「こどもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために	12
2 「多様なライフスタイルの中で、こどもを産み育てる環境づくり」を実現するために	12
3 「こどもと子育てを支える地域づくり」を実現するために	13
4 「こどもの貧困対策」を実現するために	14
5 こども・若者の成長に向けた取組み	14
第4章 計画の基本的事項	15
1 教育・保育の提供体制	15
（1）教育・保育提供区域の状況	15
（2）各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制	15
2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	19
（1）利用者支援に関する事業	19
（2）時間外保育事業	20
（3）放課後児童健全育成事業	20
（4）子育て短期支援事業	21
（5）乳児家庭全戸訪問事業	21
（6）養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業	21
（7）地域子育て支援拠点事業	22
（8）一時預かり事業	22
（9）病児保育事業	23
（10）子育て援助活動支援事業	23
（11）妊婦健康診査事業	23
（12）子育て世帯訪問支援事業	24
（13）児童育成支援拠点事業	24
（14）親子関係形成支援事業	24
（15）産後ケア事業	25

(16) 妊婦等包括相談支援事業	25
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	25
3 次世代育成支援対策推進法に基づく事業	26
(1) 児童虐待防止	26
(2) ひとり親支援	26
(3) 児童発達支援	26
(4) 小児医療に係る支援	26
(5) 放課後の居場所づくり	27
(6) 上富良野町のステージ別・分野別 子育て支援策	28
4 こどもセンターの運営について	29
(1) 子育て支援体制の強化	29
(2) 療育体制の充実	29
(3) 児童館機能と連携	29
(4) 災害時における子育て世帯の二次避難所として活用	29
第5章 こどもの貧困対策について	30
1 基本目標の実現のための基本的な方向性	30
2 具体的な施策	30
(1) 相談支援体制の取り組み	30
(2) 切れ目のない子育て支援の取り組み	31
(3) 教育支援の取り組み	31
(4) 経済的支援の取り組み	32
第6章 こども・若者の成長に向けた取り組みについて	34
1 基本目標の実現のための基本的な方向性	34
2 具体的な施策	34
第7章 計画を実行するための取り組み	35
1 計画を実行するための協力体制	35
2 実行するための点検・評価	35
資料編	36
1 上富良野町子ども・子育て会議条例	36
2 上富良野町子ども・子育て会議の開催状況	37
(1) 上富良野町子ども・子育て会議委員	37
(2) 会議の開催状況	38
3 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要	39
(1) 調査目的	39
(2) 調査の概要	39
(3) 調査結果	39
4 上富良野町子どもの生活実態調査アンケート調査結果の概要	53
(1) 調査目的	53
(2) 調査の概要	53
(3) 調査結果	53

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の趣旨

急速な出生率低下による少子化・人口減少に抜本的な対策が求められる中、令和 5 年 4 月に政府はこども家庭庁を発足し、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送れるよう、こども施策を総合的に推進する「こども基本法」(令和 5 年法律第 77 号)を施行し、同年 12 月には「こども大綱」の発出によりこども施策に関する基本的方針等を定めました。

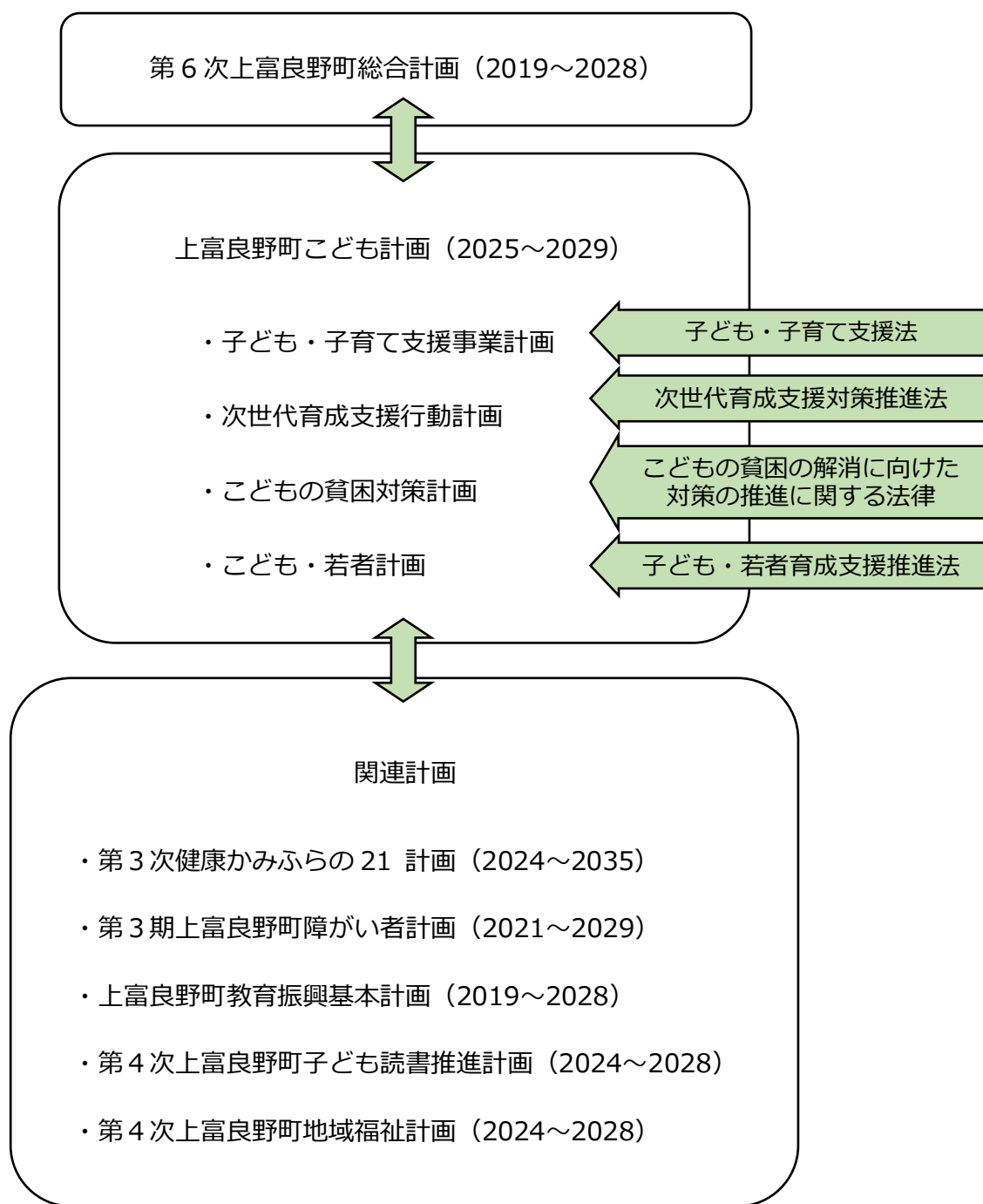
こども大綱では、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自分らしく、可能性を広げながら将来に希望と見通しを持つことができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども基本法では市町村においてもこどもに関する複数の法律等に基づく計画を一体的に定める「こども計画」の策定に努めるものとされています。

上富良野町は令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月を第 2 期とする「上富良野町子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援行動計画含む)」に、未来を担うこどもたちの健やかな成長を願うために、適切な支援が確実に届く仕組みをつくり、貧困が世代連鎖することのないよう「こどもの貧困対策」を含めた計画を策定しました。

令和 6 年度に計画期間の最終年度を迎えることから、第 3 期子ども・子育て支援事業計画に新たにこども・若者計画を含めた「上富良野町こども計画」を策定し、こども・若者、子育て家庭へライフステージに合わせて必要な支援を切れ目なく行います。

(2) 計画の位置付け

計画は、「こども基本法」第 10 条に基づき、「こども大綱」等を踏まえ、今後のこども施策を総合的に推進するため、また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「こども・若者計画」を一体的に策定し、「第 6 次上富良野町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべてのこども・若者・子育て家庭を対象とした施策を計画的に実施するために定めるものです。



こども基本法

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度とします。

令和2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
次世代育成支援行動計画 第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画				

3 計画の策定体制

計画は、上富良野町子ども・子育て会議で、委員の意見を聴取し策定しました。

子ども・子育て会議の委員には、子育て支援事業に関わる機関の代表者、子育てに関する学識経験者のほか、子育て中の保護者で構成されています。

会議では、計画策定にあたっての具体的な協議・検討のほか、アンケート調査の結果やパブリックコメントなど広く町民の方の意見を参考にして審議することができました。



4 上富良野町のこどもと子育て環境の現状

(1) 人口・出生の動向

国勢調査による人口は、昭和 35 年の 17,101 人をピークに年々減少し、年齢別人口構成では、65 歳以上の人口比率が増加しています。第 2 期子ども・子育て支援計画の計画初年度（令和 2 年）と現在（令和 6 年）の人口構成を比べると、総人口は 538 人減少しています。年齢構成の 0 歳～14 歳までの人口は 173 人減少、65 歳以上の人口は 57 人増加し、さらに少子高齢化が進んでいる状況です。

上富良野町の平成 30～令和 4 年度の合計特殊出生率をみると全国・北海道よりも高くなっていますが、過去と比較すると大幅に減少していることから、今後も低下していくことが予測されます。

◆人口・世帯数の推移

区分 年	人口			世帯数
	総数	男	女	
平成 17 年	12,352 人	6,313 人	6,039 人	4,540 世帯
平成 22 年	11,545 人	5,768 人	5,777 人	4,375 世帯
平成 27 年	10,826 人	5,442 人	5,384 人	4,363 世帯
令和 2 年	10,348 人	5,363 人	4,985 人	4,287 世帯
令和 6 年	9,810 人	4,973 人	4,837 人	5,245 世帯

資料：国勢調査（総務省） 令和 6 年は、8 月末住民基本台帳

◆年齢別人口構成の推移（3 区分）

年	総数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
平成 17 年	12,352 人	1,762 人(14.3%)	7,857 人(63.6%)	2,733 人(22.1%)
平成 22 年	11,545 人	1,639 人(14.2%)	6,970 人(60.4%)	2,936 人(25.4%)
平成 27 年	10,826 人	1,415 人(13.1%)	6,141 人(56.9%)	3,234 人(30.0%)
令和 2 年	10,348 人	1,195 人(11.7%)	5,741 人(56.0%)	3,314 人(32.3%)
令和 6 年	9,810 人	1,022 人(10.4%)	5,417 人(55.2%)	3,371 人(34.4%)

資料：国勢調査（総務省） 令和 6 年は、8 月末住民基本台帳

※年齢不詳の回答があるため総数と相違しています（平成 27 年：36 人、令和 2 年：98 人）

◆合計特殊出生率

項目	全国	北海道	富良野保健所	上富良野町
平成 20 年～24 年	1.38 人	1.25 人	1.53 人	1.66 人
平成 25 年～29 年	1.43 人	1.30 人	1.49 人	1.62 人
平成 30 年～令和 4 年	1.33 人	1.21 人	1.48 人	1.44 人

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状

事業名	令和5年度 実績	令和6年度 目標	内容
①教育・保育の量の見込み ・1号認定 69人 ・2号認定 135人 ・3号認定(0歳) 15人 ・3号認定(1・2歳) 78人 ・合計 297人 ②教育・保育の提供体制 ・認定こども園 (R6.3.1) 1号認定 70人 2号認定 135人 3号認定(0歳) 15人 3号認定(1・2歳) 73人 合計 293人 ・幼稚園及び認可外保育施設等 1号認定 1人 2号認定 — 3号認定(0歳) — 3号認定(1・2歳) 1人			◆認定こども園 ・わかば中央保育園 (定員95人 1号15人 2・3号80人) ・わかば愛育園 (定員60人 1号15人 2・3号45人) ・認定こども園上富良野高田幼稚園 (定員95人 1号35人 2・3号60人) ・上富良野西こども園 (定員50人 1号10人 2・3号40人) 令和6年4月現在入所児童数 247人 内訳 3歳未満児 78人 3歳以上児 169人 (広域入所) ◆認定こども園(R6.3現在) 3人 ・びえい青葉幼稚園 1人 ・なかふらのこども園 2人 ◆幼稚園(R6.3現在) 1人 ・ルンビニ幼稚園 1人
②時間外保育事業	延べ645人 4か所	延べ1,590人 4か所	延長 18:00~18:30
③放課後児童健全育成事業 【放課後クラブ】	114人	120人	上小クラブ登録人数
④子育て短期支援事業	0人	6人	富良野国の子寮、里親2世帯に事業委託
⑤乳幼児全戸訪問事業	52人	65人	
⑥地域子育て支援拠点事業 【センター型】	252人 1か所	440人 1か所	子育て支援センターにここ1年間利用人数
⑦一時預かり事業 【一般型】	1,002人	380人	一般型 教育・保育施設4か所実施(R5実績) 延べ人数(中央29人、わかば4人、 高田110人、西99人 計242人) 教育・保育施設が対応できない時間や曜日については、ファミリー・サポート・センター事業で対応(760人)
⑧一時預かり事業 【幼稚園型】	6,498	9,000	教育・保育施設4か所実施(R5実績) 延べ人数 (中央1,795人、わかば1,816人、 高田2,513人、西374人)
⑨病児保育事業	11人	20人	専用保育室の施設整備、看護師の配置、感染症対策等の課題により、教育・保育施設での実施は困難な実態からファミリー・サポート・センター事業で対応

⑩子育て援助活動支援事業 【ファミリー・サポート・センター事業】	延べ 771 人	延べ 400 人	運営委託 NPO 法人こどもサポートふらの 登録会員（R5 実績） 提供会員 27 人 依頼会員 136 人 両方会員 90 人 合計 253 人
⑪妊婦健診検査事業	74 人	72 人	

5 計画策定に向けたアンケート調査

上富良野町こども計画策定にあたって、子育て家庭の生活実態や経済状況を把握し、より効果的な子育て支援策を検討することを目的に、令和 5 年 8 ～ 9 月に、上富良野町内の小学 5 年生・中学 2 年生・高校 2 年生と 3 年生の、すべてのこどもと保護者を対象に「上富良野町 子どもの生活実態調査」を実施し、小学生と中学生では 6 割以上、高校生では約 2 割の方から回答をいただきました。

さらに、子ども・子育て事業の利用状況と今後の意向を把握するため、令和 6 年 3 月に小学校 3 年生以下のお子さんがあるすべての家庭を対象に「上富良野町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施し、約 6 割の回答をいただきました。

回答いただいた調査票には、設問に対する回答のほか多くの自由記述による意見等が寄せられ、これらの調査結果と意見等を基にこども計画を策定するとともに、今後の事業運営に役立てます。（※調査結果については資料編を参照）



第2章 目指す子育て環境

1 計画の理念と目標

子育て支援とは、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、保護者としての成長を支援することです。

核家族化が進む中、子育てに孤立や負担を感じることをないよう、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うことで、全てのこどもが個人として尊重され、適切な養育・生活の保障・愛されること等の権利が等しく保障され、こどもが心身共に健やかに成長することについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識の下に、保護者自身が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備を行うことが必要です。

また、未来を担うこども・若者の意見に耳を傾け、対話しながらこども・若者の目線に立った支援に取り組むことが、将来の地域社会を切り開くことにつながっていきます。

2 子ども・子育て支援事業の骨組み

子ども・子育て支援法は、すべてのこどもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で、関連する法改正とともに平成24年に成立しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が実施主体となり、社会保障制度のひとつとして実施するものです。

また、令和元年10月より実施されている幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策を目的として行われています。

◆新制度の事業体系

① 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付は、保護者の申請により、町がこどもの保育の必要性を区分認定し、給付する仕組みです。

子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までのこどもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯のこどもを対象に町が認定し、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等について給付する仕組みです。

・施設型給付（子どものための教育・保育給付）

幼稚園・認可保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育と保育の提供を受けるための給付です。

- ・地域型保育給付（子どものための教育・保育給付）

町が認可する定員 19 人以下の保育事業を利用するための給付です。

- ・企業主導型保育事業（※仕事・子育て両立支援事業）

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設

- ・認可外保育施設（子育てのための施設等利用給付）

児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設

- ・その他の事業（子育てのための施設等利用給付）

一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（一定の要件有）

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づき、町が地域のこども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。令和 4 年度に成立した児童福祉法改正（令和 6 年 4 月施行）により、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和 7 年度から「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

③ 乳児等のための支援給付

児童福祉法において「乳児等通園支援事業」が定められ、保育所等の施設に通園していない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもが保育所等の施設を月一定時間利用できる「こども誰でも通園制度」が令和 8 年度より本格実施となります。



④事業一覧

事業		内容
教育・保育 給付	施設型給付	就学前のこどもが、教育・保育施設を利用するための給付 認定こども園：就学前のこどもの教育・保育を提供 幼稚園：3歳以上の幼児教育を提供 保育所：保育に欠ける就学前のこどもの保育を提供
	地域型保育給付	小規模保育事業や事業所内保育所で地域のこどもを保育する事業所を利用するための給付
仕事・子育て 両立支援事業	企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設
施設等利用 給付	認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設（認可外保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など）
	その他事業	子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 ※一定の要件有
利用者支援		必要な施設や事業を選択して利用するための情報提供、相談、援助
時間外保育事業		保育認定の時間を超えて保育する事業
放課後児童健全育成事業		保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業		家庭での養育が一時的に困難な児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業		新生児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育環境の把握、相談等を行う事業
養育支援訪問事業		養育に支援が必要な家庭を訪問し、相談、指導、援助等を行う事業
地域子育て支援拠点事業		親子の交流の場を開設し、子育てについての相談、指導等を行う事業
一時預かり事業		保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業
病児保育事業		家庭で保育できない病児・病後児の預かり
子育て援助活動支援事業		援助を要する者と援助を行う者の連絡調整及び援助者の講習などを行う
妊婦健康診査事業		妊娠期の一般検査、超音波検査、精密検査等
子育て世帯訪問支援事業		支援が必要な家庭に訪問支援員が訪問し、相談、家事・子育て等の支援を行う
児童育成支援拠点事業		家庭や学校に居場所のない児童等の居場所として、生活習慣形成や学習支援、相談等を行う
親子関係形成支援事業		親子の関わりに不安を抱える家庭の相談、助言、情報交換の場を設定
産後ケア事業		退院直後の母子の心身ケアや育児サポートを行う
妊婦等包括相談支援事業		出産・育児等に関する相談、面談を行う
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが月一定時間保育所等を利用できる

3 教育・保育施設の運営に関する取組み

上富良野町に現在ある教育・保育施設はいずれも民間事業所の認定こども園であり、教育・保育の一体的な提供が図られています。教育・保育施設及び認可外保育施設などの運営にあたっては、情報共有するための場を確保します。

4 重点的に取組みたいこと

上富良野町は、町民一人一人と向き合う支援を大切にしています。妊婦相談、乳児健診、乳児家庭全戸訪問、養育訪問支援、妊婦等包括相談支援事業などを通じて、すべての子育て家庭の皆さんと、必ず、直接会う機会をもうけ、小さな町だからできるきめ細かな支援、それぞれの家庭が持っているその家庭の子育て力に合った必要な支援を目指します。

また、全てのこども・全ての若者は、差別なく平等に扱われなければいけません。貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がいなどさまざまな困難な状況にあるこども・若者が不利益を生じないよう支援体制づくりを目指します。

計画の目的は単に事業量を確保することではなく、誰もが事業の内容を理解し、安心して子育てができること、必要なときに役立つ事業であることが重要です。



第3章 基本目標と実現のためにできること

1 「こどもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために

こども自身の育つ力、成長する力をのばす環境づくりを目指します。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

親子関係は元より、周りの大人がこどもとの信頼関係を築き、こどもたちの生きる力を伸ばす関わりが必要です。

障がいがあってもその子固有の発達エネルギーにより、適切な支援により大きな力を発揮します。

家庭の養育力の向上、すべてのこどもが質の高い幼児教育と保育を受ける機会の確保、必要なこどもに適切な療育を提供できる体制づくりを進めてまいります。

◆具体的な施策

- 幼児教育・保育の充実
- 障害児相談支援事業、障害児通所支援事業の充実
- 特別支援教育・保育事業
- 上富良野町育ちと学びの応援ファイル「すくらむかみふ」の活用
- 乳幼児健診、訪問、相談、指導の充実
- 地域子育て支援拠点事業の充実
- 「すくすく絵本」ブックスタート事業の推進
- 食育の推進
- 放課後の居場所づくりの充実
- こども誰でも通園制度

2 「多様なライフスタイルの中で、こどもを産み育てる環境づくり」を実現するために

社会全体の傾向としては、ライフスタイル、ライフサイクルにあわせて多様な働き方を選択できること、結婚や出産・子育てを両立するために、社会的な制度や地域のサービス基盤を整備することへの支援が必要です。

また、保護者として成長するための知識や経験を、家庭の中で継承することが難しくなっている現代社会においては、保護者の学習の場が必要です。

仕事と子育てを両立するための保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる保護者の子育てをサポートするための仕組みを整えてまいります。

◆具体的な施策

- 教育・保育施設給付
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て援助活動支援事業
- 子ども医療費助成事業
- 産後ケア事業

3 「こどもと子育てを支える地域づくり」を実現するために

育児サークルのネットワークと地域の子育て家庭で構成する「かみふ子育てネットくるくる」では、子育て現役世代がお互いの子育てを支え合い交流する中で、ハロウィンなど季節やこどもの成長に合わせた自主企画活動にも取り組んでいます。子育てしながら、自分たちが求める子育て環境づくりに参画し活動しています。

また、子育て援助活動支援事業の提供会員として、あるいは子育てに関わるボランティアとして、子育てを支える活動に直接参加していただくとともに、あらゆる場面において、こどもと子育て家庭にやさしい地域づくりを目指します。

さらに子育て中であっても、地域の様々な行事や活動に参加しやすいよう、託児サービスの充実などの環境づくりを整えてまいります。

◆具体的な施策

- 子育てネットワークの拡充
- 育児サークル支援
- 子育て援助活動支援事業
- 子育てサロン整備
- 放課後の居場所づくりの充実
- 要保護児童対策地域協議会の充実
- 地域子育て支援拠点事業の充実

4 「こどもの貧困対策」を実現するために

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境と教育の機会均等を図り、こどもの権利及び利益を尊重しながら、すべてのこどもたちが地域で見守り、夢や希望を持って成長していけるよう、家庭、地域、社会が一体となってこどもの育ちを支えていきます。

◆具体的な施策

- 相談支援体制の取り組み
- 切れ目のない子育て支援の取り組み
- 教育支援の取り組み
- 経済的支援の取り組み

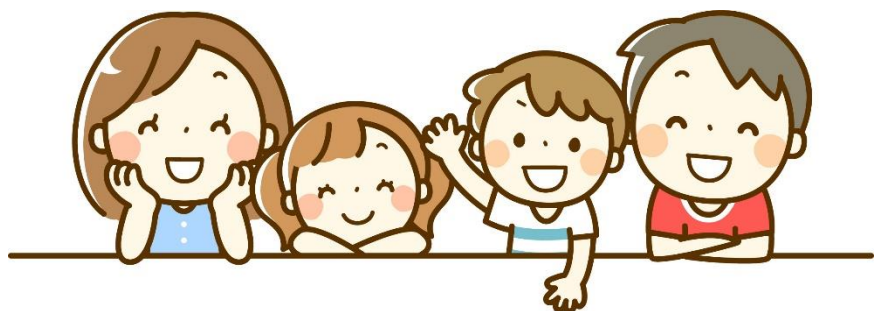
5 こども・若者の成長に向けた取り組み

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、一人一人のこども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう、福祉、教育、保健、医療、雇用などの各分野が相互に協力し合い一体的に取り組むことを目指します。

また、こども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じて健やかな成長が図られるよう良好な環境づくりを目指します。

◆具体的な施策

- 連携体制の構築
- 理解促進に向けて実態調査の実施
- こども・若者に関する広報啓発の取り組み



第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人一人のこどもにつき、教育と保育の必要性を町が認定し、教育・保育施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

町内の4か所の教育・保育施設全てが認定こども園に移行しています。

(1) 教育・保育提供区域の状況

上富良野町には、現在3か所の小学校があります。(上富良野小学校、上富良野西小学校及び東中小学校)

就学前の教育・保育施設の利用について、利用施設が選択できるよう、教育・保育提供区域は上富良野町全域を一の提供区域と定めています。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の見込み量は、アンケート調査結果を活用し、父母の就労状況等による家庭類型と利用の意向、推計児童数から国の算定基準を参考にして求めますが、この場合区分によって現況と乖離する数値も算出されました。

計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向を尊重しつつ、現況に近い見込み量に調整することとし、現実の必要量に見合った計画とするよう、毎年度子ども・子育て会議において計画の進捗状況を評価してまいります。

提供体制の確保と実施時期について、施設設備又は職員配置の状況、施設設置者の意向にも配慮が必要です。

利用者のニーズと、質の確保、施設運営のバランスを考慮し、提供体制が確保できる計画とします。



◆人口推計（町独自推計）

年齢	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	54	50	57	56	55	54	53
1歳	58	56	51	58	57	56	55
2歳	61	58	56	50	57	56	55
0～2歳計	173	164	163	164	169	166	163
3歳	57	60	56	54	48	55	54
4歳	62	54	58	54	52	47	53
5歳	75	62	53	57	53	51	46
3～5歳計	194	176	167	165	153	153	153
6歳	57	77	61	52	56	52	50
7歳	86	56	76	60	51	55	51
8歳	70	89	56	75	60	51	55
9歳	68	68	88	55	74	59	50
10歳	84	67	66	86	54	73	57
11歳	92	84	66	65	84	53	72
6～11歳計	457	441	413	393	379	342	335
12歳	80	91	83	65	65	84	52
13歳	82	80	90	82	65	64	83
14歳	84	84	79	89	82	64	64
12～14歳計	246	255	253	237	211	212	199
15歳	83	82	81	76	86	79	62
16歳	96	80	80	79	75	84	77
17歳	76	95	79	80	78	74	83
15～17歳計	255	257	240	235	239	237	222
合計	1,325	1,293	1,236	1,194	1,151	1,109	1,072

・令和5年及び令和6年データは実績人口（3.31 現在）／他は推計人口

◆家庭類型（子ども・子育て支援事業計画アンケート集計結果）

タイプ	父母の有無と就労状況	区分	年齢区分別		年齢統合	
			現在	潜在	実数	割合
A	ひとり親家庭	0歳	1	1	13	8.2%
		1歳	0	0		
		2歳	1	1		
		3歳以上	11	11		
B	フルタイム×フルタイム	0歳	11	14	54	34.2%
		1歳	10	10		
		2歳	5	5		
		3歳以上	25	25		
C	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部）	0歳	13	16	50	31.6%
		1歳	5	6		
		2歳	6	6		
		3歳以上	19	22		
C'	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部）	0歳	0	0	4	2.5%
		1歳	1	1		
		2歳	0	0		
		3歳以上	3	3		
D	専業主婦（夫）	0歳	25	19	37	23.4%
		1歳	9	8		
		2歳	3	3		
		3歳以上	10	7		
E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部）	0歳	0	0	0	0.0%
		1歳	0	0		
		2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
E'	パートタイム×パートタイム （就労時間：下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部）	0歳	0	0	0	0.0%
		1歳	0	0		
		2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
F	無業×無業	0歳	0	0	0	0.0%
		1歳	0	0		
		2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		

※自治体における保育の必要性の下限時間を 48 時間に設定

◆量の見込みの算出方法

推計児童数（人）×潜在家庭類型（割合）＝家庭類型別児童数（人）

家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）＝ニーズ量（人）

※利用意向率＝潜在家庭類型と年齢の対象者のうち、利用希望を選択した割合

①認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

【教育・保育の認定区分】

- ・ 1号認定…満3歳以上の幼児教育を利用するこども（法第19条第1項第1号）
- ・ 2号認定…満3歳以上の幼児教育と保育が必要なこども（法第19条第1項第2号）
- ・ 3号認定…3歳未満の保育を必要とするこども（法第19条第1項第3号）

単位：人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定		46	39	31	31	31
2号認定		121	126	122	122	122
3号認定	0歳	15	15	14	14	14
	1歳	33	36	36	36	35
	2歳	36	32	37	36	35
量の見込み計		251	248	240	239	237

②提供体制の確保方策と時期

【教育・保育施設】

- ・ 認定こども園…認定区分1号、2号、3号のこどもが利用できる施設
- ・ 幼稚園……認定区分1号のこどもが利用できる施設
- ・ 保育所……認定区分2号、3号のこどもが利用できる施設

単位：人

		施設区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定教育・保育施設	認定こども園	1 号		75	75	75	75	75
		2 号		128	128	128	128	128
		3 号	0 歳	18	18	18	18	18
			1 歳	36	36	36	36	36
			2 歳	43	43	43	43	43
	幼稚園（町外）			量は定めないが、確保方策とする				
	認可外保育施設等							
計				270	270	270	270	270
認定区分別 確保量		1 号		75	75	75	75	75
		2 号		128	128	128	128	128
		3 号	0 歳	18	18	18	18	18
			1 歳	36	36	36	36	36
			2 歳	43	43	43	43	43

町の計画としては、現在の教育・保育施設における体制整備に取り組むことを基本としますが、地域型保育事業、認可外保育施設の利用を希望する保護者の選択を尊重します。

③幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

ア 教育・保育施設と小学校との円滑な接続の推進

教育・保育施設児童と小学校児童との交流活動や小学校の接続を意識したカリキュラムの作成など、教育・保育施設と小学校が連携を図り、円滑な接続を推進していきます。

イ 教育・保育施設の保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

保育教諭等に対し、「子育て人材育成研修会」の開催や各施設における施設内研修、分野別に応じた研修などに参加し、資質向上を図ります。

ウ 教育・保育施設における自己評価を通じた運営改善

各教育・保育施設において自己評価を行い、評価から明らかになった内容に基づき運営改善を行います。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 利用者支援に関する事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	地域子育て相談機関	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	地域子育て相談機関	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

一人一人のこどもが健やかに成長することができるよう、こども及びその保護者、妊婦等、個別の状況に応じたニーズを把握し、寄り添いながら子育て支援事業の情報提供、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう努めます。身近な相談機関とし地域子育て支援拠点事業等と連携を図り、継続的に繋がりを持ちながら相談や助言等の支援を行います。

令和7年度からは母子保健機能と児童福祉機能を一体的とした「こども家庭センター」を設置し、専門職による妊娠期からの相談支援を行うことにより、早期から不安や負担を和らげ、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できるよう努めます。また、両機能の連携・協働を深めることで、虐待への予防的対応を個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応等、町としての相談支援体制の強化を図ります。

(2) 時間外保育事業

単位：人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(就学前児童)		75	74	73	72	71
確保方策	特定教育・ 保育施設	75	74	73	72	71

時間外保育事業は、18:00以降の保育ニーズに対する事業とし、保護者の働き方に合わせて、特定教育・保育施設の延長保育事業で必要量を確保することを基本としたうえで、必要に応じて子育て援助活動支援事業なども利用できる体制を確保します。

(3) 放課後児童健全育成事業

単位：人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	42	36	39	36	35
	2年生	41	32	27	30	27
	3年生	19	25	20	17	19
	低学年	102	93	86	83	81
	4年生	13	8	11	9	8
	5年生	6	8	5	7	5
	6年生	2	2	2	2	2
	高学年	21	18	18	18	15
	計	123	111	104	101	96
確保方策	登録児童数	130	120	110	110	100
	平均利用児童数	70	70	70	70	70

放課後児童健全育成事業は、共働き等で保護者が昼間家庭にいない就学児童に対し、適切な遊び、生活の場を提供し、こどもの自主性、社会性、創造性を養い、健全な育成を図る事業を提供する体制を確立します。

利用時間、利用期間に応じた必要量を確保するとともに、放課後の生活時間の多くを放課後クラブで過ごすこどもたちには、多様な経験ができる環境整備が必要です。

指導員の資質向上、学習時間の確保、時間延長など教育委員会と連携し十分に検討します。

(4) 子育て短期支援事業

単位：人日

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	就学前児童	6	6	6	6	6
	就学児	6	6	6	6	6
	計	12	12	12	12	12
確保方策	養護施設等委託	12	12	12	12	12

子育て短期支援事業は、ひとり親家庭や多子世帯における保護者の入院や子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合など、子育て家庭における緊急事態ともいえる状況において必要度の高い事業であると考えており、町として対応可能な体制を整えます。また、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業とも十分に調整を行い、関係機関との連携により体制を確保します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（出生児）		57	56	55	54	53
確保方策	助産師等訪問	60	60	60	60	60

生後2か月頃までに家庭を助産師又は保健師が訪問し、乳児の発達・発育の確認とともに、これにかかわる育児に関して相談等を行います。

乳児家庭全戸訪問事業に合わせて、利用者支援の担当者が訪問に同行し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、子育て支援に繋がるとともに、必要に応じて養育支援訪問を行い、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に努めてまいります。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

妊娠期からの母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業の状況、又は要保護児童対策地域協議会の情報等により、支援の必要な家庭を把握し、個々に応じ必要な専門職が家庭訪問し、相談、助言、指導、援助を行います。

養育支援訪問事業の中核機関と要保護児童対策地域協議会の調整機関が一体的な体制を担うことにより、情報集約と早期対応を図り、深刻な育児不安や児童虐待の予防に努めます。

また、就学児の養育支援についても、教育委員会と連携、協働し対応するよう努めます。

専門職の配置により必要な支援体制が図られていることから、量の見込みは特に定めず他職種による連携強化を更に図り、きめ細やかな支援の充実を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(月)	388	390	402	395	388
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

こどもセンターを地域の子育ての拠点として、育児教室や交流事業等の各種事業・育児相談等を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、育児サークル活動、子育てサロン利用など、地域の自主的な活動を支援します。また、拠点事業の利用が困難な子育て家庭に対し、個別での相談対応など必要な支援を行うとともに、母子保健事業との連携により、拠点事業の利用を推進することで、親子が気軽に参加でき、子育ての不安感等を緩和できるよう、こどもの健やかな育ちの支援に努めていきます。

(8) 一時預かり事業

・ 幼稚園在園児の預かり保育以外

単位：人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間)	920	920	910	890	880
確保方策	特定教育・ 保育施設	230	230	220	220
	子育て援助 活動支援事業	690	690	670	660

・ 幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり保育【幼稚園型一時預かり事業】

単位：人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間)	5,870	4,980	3,960	3,960	3,960
確保方策	認定こども園	6,000	5,000	4,000	4,000

町内の保育・教育施設4か所の認定こども園において利用体制の整備が図られています。

満3歳から入園する児童の増加や就労形態の変化などにより、今後もニーズは増加傾向と想定されるため、提供体制の確保に努めます。

また一般型の一時的預かり事業（幼稚園在園児以外の預かり）については、町内の各教育・保育施設に専任の保育士を配置し、日常生活上の突発的な事情や社会参加、また育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するためにも、提供体制の確保に努めます。

一般型の一時的預かり事業で対応できない時間帯については、ファミリー・サポート・センターを活用し、対応を図ります。

(9) 病児保育事業

単位：人日

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）		290	290	280	280	280
確保方策	子育て援助活動支援事業	290	290	280	280	280

児童の急な病気などで家庭で保育ができない場合に、緊急及び病児・病後児の対応ができるよう「緊急サポートセンター事業」を NPO 法人に委託し、病児の保育事業を実施しています。

就労している保護者が安心して子育てができる環境整備には必要不可欠な事業ですので、今後も実際の利用量に関わらず、引き続き実施を継続し、より安心な事業運営を目指していきます。

(10) 子育て援助活動支援事業

単位：人日

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	一時預かり事業	690	690	680	670	660
	病児病後児保育	290	290	280	280	280
確保方策	子育て援助活動支援事業	980	980	960	950	940

事業を委託している NPO 法人により、登録会員数（サポーター会員含む）が年々増え、地域の繋がり、絆を大切にすることで、地域全体での協働の意識が根付き、利用実績も伸びてきています。

核家族や転出入が多い実態から、身近に子育てを支えてもらえる環境にない家庭が増加し、また、共働き世帯が増えており、ニーズは高い状況にあることから、今後お互いに支え合える環境整備に努めていきます。

(11) 妊婦健康診査事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	妊娠届出人数	57 人	56 人	55 人	54 人	53 人
	健診回数	798 回	784 回	770 回	756 回	742 回
確保方策 （健診受診票交付）		800 回	800 回	800 回	800 回	800 回

妊婦一般健康診査 14 回及び超音波検査 6 回分の受診票を交付し、健診費用を助成します。受診票は、前期・中期・後期の妊婦相談とともに交付します。

健診の重要性、費用負担の軽減はもとより、妊婦健康診査事業を活用した妊婦相談は、産前産後の支援から乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業まで連続した子育て支援に繋がる、「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」に大きな役割を果たしてまいります。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

単位：人日

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

家事・子育て等に対して不安を抱える子育て世帯、妊産婦等で家事・育児に支援が必要な家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えることで、こどもと家族が健康に安心して過ごせる環境整備に努めます。

(13) 児童育成支援拠点事業

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	15	15	14	13
確保方策	16	15	15	14	13

不登校や様々な課題を持つこどもたちを切れ目なく支援する体制として、令和5年6月に教育支援センターを設置しました。専門的な資格を有したカウンセラーや相談員を配置し、安心できる居場所の提供により精神的な安定を図るとともに、体験活動や自立活動を通して生活リズムを整え、社会生活への適応を支援する多様な学びの場を提供します。また、教育委員会と福祉部門との連携により相談体制の充実を図り、こどもの自己肯定感を育む環境づくりを推進します。

(14) 親子関係形成支援事業

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	28	27	26	25
確保方策	29	28	27	26	25

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている親子に対し、こどもの発達状況に応じた情報提供や相談・助言を行い、同じ悩みを抱える親子同士が相談、情報交換を行う場を設けるなど、必要な支援を実施することで健やかな親子関係の形成を図ります。



(15) 産後ケア事業

単位：人日

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	通所型	8	8	8	8	8
	短期入所型	5	5	5	4	4
確保方策		事業委託	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

出産後1年以内の母子を対象に、医療機関で看護職等から心身のケアや育児のサポート等を受けられる産後ケア事業(通所・短期入所)を行います。妊婦相談や出産後の新生児訪問等で産後ケア事業の周知を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	妊娠届出数	57 人	56 人	55 人	54 人	53 人
	1 組当たり 面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談実施 合計回数	171 回	168 回	165 回	162 回	159 回
確保方策		こども家庭 センター	180 回	170 回	170 回	160 回

妊娠届出をした妊婦を対象に出産応援給付を行うとともに、妊婦やその配偶者と面談等により情報提供や様々な不安・悩みに応える相談等（伴走型相談支援）を行うことで、妊娠時から出産・子育てまで顔が見える支援を行います。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

単位：人日

区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0 歳児	量の見込み		—	1	1	1	1
	確保 方策	認定 こども園	—	1	1	1	1
1 歳児	量の見込み		—	2	2	2	2
	確保 方策	認定 こども園	—	2	2	2	2
2 歳児	量の見込み		—	2	2	2	2
	確保 方策	認定 こども園	—	2	2	2	2

保護者の就労状況に関係なく保育所等にお子さんを預けることや保育士等に育児相談ができる子育て支援制度が令和8年度より全国で本格的実施となります。対象は、利用日時点で生後6か月から満2歳（満3歳に達する日の前日まで）の、保育所等の施設に通園または在籍していないお子さんとなっており、月10時間まで利用可能です。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化していきます。

3 次世代育成支援対策推進法に基づく事業

(1) 児童虐待防止

児童虐待防止については、上富良野町要保護児童対策地域協議会を基に、関係機関の情報共有のため、教育委員会や母子保健担当と2か月毎に「養育支援連絡会議」を開催し、情報共有・連携を図っていきます。また、令和7年度よりこども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応を行っていきます。

その他、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業等の取組みを通し、子育て家庭を見守り健やかな育ちを応援する地域づくりを目指します。

(2) ひとり親支援

ひとり親家庭の支援については、国や道の支援制度が主となりますが、手当、医療費、貸付・奨学・就学・就労等、各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を利用できるよう、確実な情報提供に努めます。

(3) 児童発達支援

児童発達支援については、児童相談支援センターと児童発達支援センターが中核となり、妊娠期からの健康管理によるハイリスクの予防、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業、子育て支援拠点事業との連携により、早期からの対応を図り、こどもの育つ力、こどもを養育する家族の力を引き出す支援に努めます。

令和6年4月から子育てに関する相談・手続等の窓口が一元化され、子育て支援と発達支援との連携がより強化されるようになりました。

乳幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期となり、地域の療育は、日常生活の中で大きな効果を発揮します。それらの効果が最大限発揮されるよう、各事業を通して情報共有を密に行います。

子育て環境をかんがみ、こどもが健やかに発育される環境づくりに取り組みます。

教育と療育が連携し乳幼児期から学童期の継続した支援に繋げていきます。

(4) 小児医療に係る支援

北海道全域において小児科・産科医師の確保が喫緊の課題であり、医師の確保が著しく困難な地域については医療資源の集約化・重点化が推進され、1か所となった小児科医師が常勤している富良野地域センター病院（富良野協会病院）を富良野地域で支える仕組みが構築されています。

町は、病児保育や一時預かり事業など、子育て支援事業の充実のほか、平成27年度に予防接種費用の助成として、小児任意予防接種無料（おたふくかぜ・インフルエンザ（一部自己負担有））や各種健診事業など、母子保健及び予防医療の面からの支援に取り組むとともに、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、子ども医療費助成制度の拡充により、令和6年4

月診療分から高校生（満 18 歳になる年度の 3 月 31 日まで）まで医療費無償化を実施しています。

（５）放課後の居場所づくり

【放課後児童クラブ】（放課後クラブ）

放課後児童健全育成事業は、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性・創造性の向上と基本的な生活習慣の確立等により、こどもたちの生きる力「主体的に判断し、行動する力」を育てる場となります。

町のあらゆる施設と地域の人材を有効に活用し、こどもたちが自主性をもち、多様な選択肢の中で主体的な活動ができる環境づくりを目指し、安心して過ごせる場として、放課後の居場所づくりを進めます。

【放課後子供教室】（放課後スクール）

「放課後子供教室」については、文部科学省の「新・放課後子ども総合プラン」（H30 策定）及び「放課後児童対策パッケージ」（R5 通知）に基づいた取り組みを継続的に行っています。町内の上富良野小学校と上富良野西小学校で月～金：放課後から 16 時まで各小学校を活用し「放課後児童クラブ」と連携して運営することにより、家庭環境にかかわらずこども同士が多様な仲間関係の形成を促すとともに、地域の大人との関わりを経験できる、安心・安全な居場所づくりを進めてまいります。

【児童館運営】

地域において、こどもたちが自由に遊べ、様々な体験活動を通じて健康増進や心を豊かにする居場所として、児童館を 2 か所で運営します。

現在、利用児童の多くは小学生ですが、就学前の保護者のふれあいの場として、また、中学生・高校生の活動場所として、幅広い施設活用を展開するとともに、異年齢のこども同士の交流を図ります。

引き続き、こどもの多様な居場所として、安心・安全な居場所づくりを推進し、運営評価に基づく事業内容の向上に努めます。

(6) 上富良野町のステージ別・分野別 子育て支援策

分野	担当	子育てのステージ			子育てのステージ		
		妊娠・出産	乳幼児	小学校低学年	小学校高学年	中学校	高校
保健・医療・福祉分野	市民生活課等	・不妊・不育症に関する専門相談 ・不育治療の助成（保健所） ●出産税金支給事業	●子ども医療…令和4年4月診療分から所得制限を廃止し、全額町が助成（医療費無償化実施） 0歳～就学…自己負担分助成 小学生…自己負担分助成 中学生…自己負担分助成 高校生…自己負担分助成				
	保健福祉課	●地域センター病院周産期医療体制確保のための負担金	●小児救急医療支援事業負担金 ・小児の2次救急確保のため5市町村が運営費補助				
		●妊婦相談、訪問 ●妊婦等包括相談支援事業 （担当：助産師、保健師、栄養士） ・母子健康手帳交付 ・妊婦健診受診票交付 ・妊娠初期・中期・後期相談 ・低所得妊婦の初回産科受診料助成（R5～） ・多胎妊娠の妊婦健康診査支援（R5～）	●乳幼児訪問、健康診査、相談 ・新生児訪問（乳幼児家庭全戸訪問 H20～） ・1か月児健康診査費用助成（R6～） ・すこやか赤ちゃん相談（3か月頃） ・4-5か月児健診・7か月児相談 ・10か月児相談・18か月児健診 ・3歳児健診・就学時健診健康相談 （3歳児健診時屈折検査導入R4～）		●かみふっこ健診（H25～） ・対象：小学校5年生、中学校2年生 ・子どもの生活習慣病予防 ・健全な妊娠・出産、子育てができる母体づくり		
		●新生児聴覚検査助成（R2～） ・検査費用の5,000円を上限に助成	●産婦健康診査費用助成（R5～） ●産婦訪問・相談 ●産後ケア（R5～） ●小児予防接種の助成 ・定期予防接種 ・小児任意予防接種無料 ・インフルエンザ予防接種（自己負担1300円、生保・非課税世帯無料）				
			●乳幼児の食育推進 ・ばくばく1歳幼児食相談 ●口腔健診、幼児フッ素塗布助成 ・対象：1歳6か月、2歳6か月（H31～） ●フツ化物洗口 幼保連携型・保育所型認定こども園の5歳児、小学校3校、中学校2校				
		健康推進班				・二種混合（小6）	・子宮頸がんワクチン
	こどもセンター	こども未来班	●地域子育て支援拠点事業 ・子育て支援拠点基本事業 ・親子教室（グループ指導） ・育児サークル活動支援（9サークル） ・地域子育てサロン開設（3か所） ・かみふ子育てネット活動支援 ●ファミリー・サポート・センター事業（H21～） ・NPO法人こどもサポートふらの運営委託				
		子育て支援班	●利用者支援事業 ①基本型…子育て支援事業の相談・利用支援窓口 ②こども家庭センター型…妊産婦及び乳幼児の包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待予防的な対応から個々の家庭に応じた相談まで一体的に実施。（R7～） ●こども家庭センター（R7.4～）…妊娠～子育て期にわたる切れ目なく支援するための相談窓口と子ども虐待発生予防のための相談窓口一体化 ●上富良野町要保護児童対策地域協議会（H17～） ・子どもを守る地域ネットワーク（児童虐待防止） ●養育支援連絡会議（H26～） ・母子保健・学校教育・子育て支援部門の情報共有及び連携推進 ●養育支援訪問事業 ●子育て世帯訪問支援事業（R7～） ●親子関係形成支援事業（R7～）				
				●子育て応援事業 ●子育て短期支援事業（H27～） ・富良野町の子育委託 ・里親委託（R4～） ●教育・保育給付 幼保連携型認定こども園 ・上富良野高田幼稚園 ・わかば中央保育園 ・わかば愛育園 保育所型認定こども園 ・上富良野西こども園		●地域少子化対策事業 ・妊娠出産講座 ・子育て体験学習 ・N/Vの子育て応援講座	
			●多様な保育サービス ・特別支援保育事業補（S62～） ・医療的ケア児保育支援補助（R1～） ・延長保育（H17～） ・一時預かり事業[4施設] ・主食費助成等（生活困窮対策）	●児童館運営 ・東児童館（S57年度～） ・西児童館（泉栄防災センター）（H3年度～）			
●児童相談支援センター（指定障害児相談支援事業所（H27.3～）、指定特定相談支援事業所（H27.3～）） ・就労支援への継続							
●障害児通所支援事業 ・児童発達支援（発達支援センター）							
			・放課後等デイサービス事業（民間事業所）				
●こどもの生活・学習支援事業（委託事業）							
教育・生活分野			教育委員会 学校教育班・社会教育班	●「すくらむかみふ」上富良野町育ちと学びの応援ファイル（H24～）…全児童に配付。出産から子育て、発達、教育、進路の記録。保護者と関係機関の連携に活用。			
	●教育保育施設と小学校の接続支援 ・就学支援	●放課後クラブ（H27～新体制） ・専用スペース確保（上富良野小学校） ・放課後支援員配置 ・開設時間延長（7:00～18:30） ●放課後スクール（H19～） ・上富良野小学校 ・上富良野西小学校					
		●読書普及活動 ・ブックスタート（乳幼児健診会場） すくすく絵本（7か月児絵本配付） ・えほんのり（冊子）の配布 3歳～就学前までの図書紹介 ・読み聞かせ（こども園） ボランティア団体が実施 ・「子育て支援・家庭教育」に関する図書コーナー設置（図書館）	●子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・体験活動によるキャリア教育の実施 ・中学校による職業学習 ・全町児童生徒なかよしサミットの開催 ・子ども会活動、交流事業の支援 ・「青少年健全育成をすすめる会」の支援 ・スポーツ少年団活動の支援 ・特別支援教育指導助手の配置 ・朝読書の実施（ボランティア団体支援） ●生徒心理相談 ・スクールカウンセラー配置 ・教育支援センター設置（R5～）（児童育成支援拠点事業） ●学童・思春期食育推進事業の実施・栄養教諭配置（H27～）・小学校少人数学級実施（R5～）	・PTA活動の推進 ・学校整備事業 ・学校支援地域本部（ボランティア）事業 ・就学援助 ・東中・小学校特設校制度の推進 ・進学合宿（わくわく合宿）の実施 ・国内交流推進事業（津市） ・海外派遣人材育成事業（短期留学） ・「道民家庭の日」の啓発普及 ・図書館の巡回移動図書、相互貸借	●上富良野高等学校支援 ・教育振興補助 ・通学費等補助（H25～） ・給食実施（R2～） ・タブレットPC購入補助（R4～）		

4 こどもセンターの運営について

(1) 子育て支援体制の強化

施設は、地域における子育て世帯が孤立することなく、個人やグループ等にかかわらず誰でもが気軽に利用でき、かつ、相談窓口としてあらゆる悩み等の共有に努められるよう、こどもに関わる関係機関（こども未来班と子育て支援班）を集約しました。

今後も子育て世帯の相談等について、ワンストップで切れ目のない子育て支援を進めていきます。

(2) 療育体制の充実

就学前のこどもの発達においては、早期発見・早期療育、更には養育者への支援が求められており、各種健診時や子育て支援拠点事業、認定こども園、児童相談センター等、各関係機関と連携し、体制を確保し充実した療育指導を行っていきます。

(3) 児童館機能と連携

就学後の放課後時間や土曜日、長期休業期間において、18歳までのすべてのこどもが利用できる施設としてこどもセンターに複合しました。児童館職員と連携し、運営を行っていきます。

(4) 災害時における子育て世帯の二次避難所として活用

活火山である十勝岳を抱えるまちとして、噴火災害時はもとより、大雨や地震等による自然災害時において、特に身近に親族等がいない子育て世帯や乳幼児を抱える世帯が二次避難できる拠点施設として活用していきます。



第5章 こどもの貧困対策について

1 基本目標の実現のための基本的な方向性

全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築とこどもを第一に考えた適切な支援を講じるため、次の4つの柱に沿ってこどもの貧困対策の総合的な推進を図ります。子どもの生活実態調査のアンケート自由記載では、制度の利用に助けられたという意見がある一方で、経済的援助を求める声が多くみられました。また、所得によって習い事や塾の利用に差が生じており、すべての児童が教育を受ける機会の保障が必要です。

施策の推進にあたっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援を実施し、こども一人一人の人格を尊重し、こどもの視点に立ち、こどもの権利や人権に配慮することに留意します。

2 具体的な施策

(1) 相談支援体制の取り組み

こどもの貧困対策を行う上で効果的に進めていくためには、相談対応がすべての出発点になります。貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのあるこどもやその家庭に対し、その声を受け止め、そして早期発見に努め、各種制度に結び付けていくことが重要であり、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
総合相談窓口の設置 (こども家庭センター、児童相談支援センター)	子育てや貧困に悩む保護者や関係機関からの相談について知識を有する専門員が対応します。	保健福祉課
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、母子・父子等に対し、福祉資金制度をはじめとする制度説明を行い、北海道などの関係機関から助言を頂きながら、適切な援助を実施します。	保健福祉課
生活困窮に関する相談	生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、北海道や北海道から委託を受けている生活困窮者自立相談支援事業者と連携のもと、必要な支援を実施します。	保健福祉課
子育て情報の発信	子育てに関する様々な最新情報を町ホームページやチラシによりお知らせします。	保健福祉課
要保護児童地域連絡協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。	保健福祉課
教育相談	各学校、教育委員会において、随時相談に対応します。必要に応じ、関係機関との連携、臨床心理士によるカウンセリング、支援制度の紹介などを行います。	教育振興課

(2) 切れ目のない子育て支援の取り組み

すべてのこどもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、こどもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てる、またこどもたちの居場所づくりの整備に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
放課後健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います。 利用料：児童 1 人当たり 1 か月 1,000 円	保健福祉課 教育振興課
児童館事業	こどもたちが自由に遊び、様々な体験活動ができる居場所の提供する事業を行います。	保健福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動を行います。 利用料：平日午前 7 時から午後 7 時 30 分あたり 350 円 土日祝日及び年末年始、上記の時間帯以外の時間 30 分あたり 400 円	保健福祉課
一時預かり	保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業を行います。 利用料：1 時間 500 円、2 時間 1,000 円、4 時間まで 1,500 円、4 時間以上 3,000 円（給食代、おやつ代実費）	保健福祉課
教育・保育事業	就学前のこどもに対し、教育・保育を提供します。	保健福祉課

(3) 教育支援の取り組み

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるとも言われており、国におけるこどもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるため、重視されているのが教育支援です。

すべてのこどもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、こどもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
すくらむかみふ	保健・医療・福祉・教育が連携しこどもの育ちと学びを応援していきます。	教育振興課
ファミリー・サポート・センター事業	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動を通じて、通学援助として登下校の際の支援を行います。	保健福祉課
こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭（母子・父子・寡婦）や低所得世帯等のこどもに、基本的な生活習慣習得支援、学習支援等を行います。	保健福祉課

(4) 経済的支援の取り組み

各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を検討していきます。

生活保護		
事業内容	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。決定権者である北海道と連携のもと、適切に支援します。	保健福祉課
対象	世帯収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較し、収入が最低生活費に満たない世帯。	
助成内容	生活を営む上で生じる各種費用に対し、定められた範囲内で扶助を支給。 (例：生活扶助 日常生活に必要な費用。住宅扶助 家賃。教育扶助 義務教育を受けるのに必要な学用品費等)	

子ども医療費助成事業		
事業内容	高校卒業までの児童の医療費をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断早期治療を促進し、児童の健やかな育成を図ることを目的にしています。	町民生活課
対象	満 18 歳（高校 3 年生）までの乳幼児及び児童	
助成内容	※入院時の食事負担や、薬の容器代や文書料は自己負担となります。	

子育て応援事業		
事業内容	子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを目的にしています。	保健福祉課

子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業		
事業内容	小児の感染予防及び重症化予防のため、インフルエンザ予防接種の助成を行います。	保健福祉課
対象	町民税非課税世帯、町民所得割非課税世帯、生活保護世帯	
助成内容	1～13 歳未満年 2 回接種。13 歳以上、高校 3 年生相当年齢年 1 回接種分、全額助成。	

リサイクル事業		
事業内容	新生児から 120 cm くらいまでの乳幼児の衣類で不要となったものを無償で譲り受け、希望者に無料で提供します。	保健福祉課
対象	子育て家庭全世帯	
助成内容	乳幼児の衣類の譲渡（無料）	

母子父子寡婦福祉資金貸付事業		
事業内容	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道で実施している就学資金や就学支度資金等の周知及び貸付け申請を支援します。	保健福祉課
対象	母子、父子、寡婦家庭の児童	
助成内容	生活資金をはじめ、計 12 種類の貸付項目があります。 例) 生活資金、住宅資金等	

ひとり親家庭等就業支援事業		
事業内容	ひとり親家庭等就労・自立支援センターと連携のもと、母子家庭等の社会的自立支援や仕事に関する相談、就労先の情報提供など、就業全般について支援します。	保健福祉課

就学援助		
事業内容	小中学校に就学される児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な世帯に対して援助を行います。	教育振興課
対象	生活保護世帯、前年の収入額が生活保護基準の 1.2 倍以下の場合	
助成内容	学用品、学校給食費、修学旅行費、体育実技用具費、クラブ活動費、PTA 会費など ※費目により、対象に該当しない場合有。	

放課後健全育成事業(放課後クラブ)及び放課後子供教室事業(放課後スクール)の利用料免除		
事業内容	放課後健全育成事業(放課後クラブ)及び放課後子供教室事業(放課後スクール)の利用料の負担を免除	教育振興課
対象	就学援助の認定世帯	
助成内容	全額免除	

上富良野高校生徒への助成		
事業内容	上富良野町の就学機会の確保、地域の活性化に資するよう、高等学校に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減します。	教育振興課
対象	上富良野高等学校に就学した生徒の保護者等	
助成内容	入学準備金、就学支援金、資格取得検定料助成など	



第 6 章 こども・若者の成長に向けた取組みについて

1 基本目標の実現のための基本的な方向性

妊娠期から青年期まで切れ目ない支援体制づくりを行い、全てのこども・若者が心身の健全な発育・発達ができるよう、次の 3 つの柱に沿ってこども・若者の成長に向けた取組みを行っていきます。

ヤングケアラーなどの家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がいなど、さまざまな状況によって、こども・若者が不利益を被らないようそれぞれの状況に応じた支援を適切に実施するよう努めます。

2 具体的な施策

(1) 連携体制の構築

こども家庭センター設置に伴い、妊娠期から学齢期まで切れ目ない支援を行うとともに、学齢期から青年期へ至る時期に支援の輪が途切れることがないよう、教育・福祉・医療・雇用等の関係者が連携体制を構築できるよう、こども・若者支援地域協議会の設置に向け取り組んでいきます。要保護児童対策地域協議会との協働により効果的に支援が行えるよう努めます。

(2) 理解促進に向け実態調査の実施

こども・若者が安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要となり、その為には一人一人の状況や心情を関係者が理解していく必要があります。アンケートを実施することにより、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間を奪われることがないよう、またこども・若者自身がヤングケアラーになっていないか気付きとなるよう努めていきます。

(3) こども・若者に関する広報啓発の取り組み

ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要です。地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気付きにつながる効果的・積極的な広報啓発の実施に努めます。

第7章 計画を実行するための取組み

1 計画を実行するための協力体制

計画の実現には、所管課である保健福祉課と教育委員会や町民生活課など、行政組織内の横断的な協力体制はもちろんのこと、民間事業者との連携が非常に重要です。

必要に応じて、町全体のこどもの教育と保育を協議できる場をつくり、町にできること施設にできることをそれぞれが担い、互いに補い、協力体制を構築します。

また、子育て支援事業の実施には、事業に関わる職員の資質と連携が大きく影響します。そして何より、保護者の協力なしではこの計画を実現することはできません。保護者の皆さんにこの計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実行する当事者として、こどもたちに最も大きな影響を与える支援者として、町や事業者とともに繋がる関係を作り上げてゆきたいと考えています。

子育てに関わる一人一人のエンパワーメントの向上を目指すことが、事業の質の向上と協力体制の構築、計画の実行に繋がるものと考え、研修機会の確保と充実を図ります。

2 実行するための点検・評価

計画は、町の行政組織内部の事務事業評価を行い、子ども・子育て会議において毎年度、点検・評価を実施します。

単に事業量を達成することではなく、それぞれの事業が、真に計画の理念に沿った形で実行されているかが大切であり、計画に囚われ目指すべき姿を見失うことのないよう、またその時々の実現にも目を向け、計画を見直すべき部分はないか、常に高い意識をもって、定期的な子ども・子育て会議の開催を継続します。



資料編

1 上富良野町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、上富良野町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉の推進に関し、必要な事項について審議すること。
- (3) その他町長が特に必要と認める事項について審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 関係機関を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「民生委員推薦会委員」を「民生委員推薦会委員
子ども・子育て会議委員」に改める。

附 則（令和6年9月12日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 上富良野町子ども・子育て会議の開催状況

(1) 上富良野町子ども・子育て会議委員

条例第3条第2項の区分		氏名	所属、事業等
①子どもの保護者		北村 真貴子	(～R6.3.31)
		小野 亜友香	(～R6.3.31)
		堂前 沙織	(～R6.3.31)
		船元 代司恵	(～R6.3.31)
		瀬下 明喜	(R6.4.1～)
		加藤 佳穂	(R6.4.1～)
		谷 由紀子	(R6.4.1～)
②子ども・子育て支援事業に従事する者		増田 光義	認定こども園上富良野高田幼稚園長
		伊藤 浩美	わかば中央保育園長
		増田 幸一郎	上富良野西こども園長
		坂本 美鈴	わかば愛育園長
		広瀬 美奈	NPO 法人こどもサポートふらのコーディネーター
		谷口 裕二	教育委員会教育振興課長 (～R6.3.31)
		高松 徹	教育委員会教育振興課長 (R6.4.1～)
③学識経験者	委員長	松原 三智子	北海道科学大学保健医療学部看護学科教授
④関係機関代表者		藤澤 直美	上富良野町民生児童委員協議会主任児童委員
	副委員長	豊田 央	上富良野町校長会長 (上富良野小学校)
		村上 裕人	上富良野町 PTA 連合会副会長
		塩俵 萌菜	かみふ子育てネット「くるくる」会長 (～R6.3.31)
		平山 天音	かみふ子育てネット「くるくる」会長 (R6.4.1～)

事務局	三好 正浩	保健福祉課長
	末永 由枝	保健福祉課子育て支援班主任
	菊池 寿子	保健福祉課健康推進班主任
	武山 義枝	保健福祉課こども未来班主任
	白井 宏子	保健福祉課子育て支援班主任生活支援員
	坂本 智美	保健福祉課子育て支援班主任査
	後藤 智子	保健福祉課子育て支援班主任査
	木澤 愛乃	保健福祉課子育て支援班主任事

(2) 会議の開催状況

開催年月日	協議内容等
令和5年7月24日(月) 10:00～11:30	① 令和4年度地域子育て支援事業の実施状況について ② 子どもの生活実態調査について
令和6年2月16日(金) 10:00～11:30	① 子どもの生活実態調査結果について ② こども計画ニーズ調査について
令和6年6月7日(金) 13:30～14:15	① 令和5年度地域子育て支援事業の実施状況について ② こども計画について
令和6年9月20日(金) 10:00～11:45	① 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業評価について ② こども計画の素案について
令和6年11月11日(月) 10:00～11:20	① こども計画の素案について ② パブリックコメントについて
令和7年1月30日(木) 13:30～14:10	① パブリックコメントの実施結果について ② こども計画について

(3) パブリックコメントの実施結果

- ・実施期間：令和6年12月10日～令和7年1月9日
- ・実施箇所：町内 施設に掲出、広報誌及び町ホームページ掲載
- ・意見提出：意見なし

3 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要

(1) 調査目的

本調査は、教育・保育給付及び子育て支援に関する現状や今後の利用希望などを把握し、その内容を令和7年度から5年間を一期とする「上富良野町こども計画」策定の基礎資料とするために、令和6年3月に実施した。

(2) 調査の概要

調査の実施方法及び結果については以下になっています。

- 調査対象： 就学前児童の保護者 299 人
小学生児童の保護者 192 人
- 調査期間：令和6年3月8日～3月18日
- 調査方法：配布（就学前はこども園を通じて配布または郵送、小学生は学校を通じて配布）
回収（こども園・小学校を通じて提出、または郵送回収）
- 配布・回収状況

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	299 票	174 票	58.2%
小学生児童	192 票	111 票	57.8%

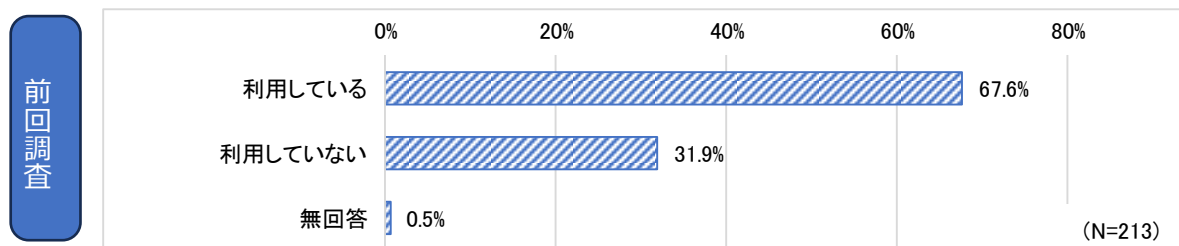
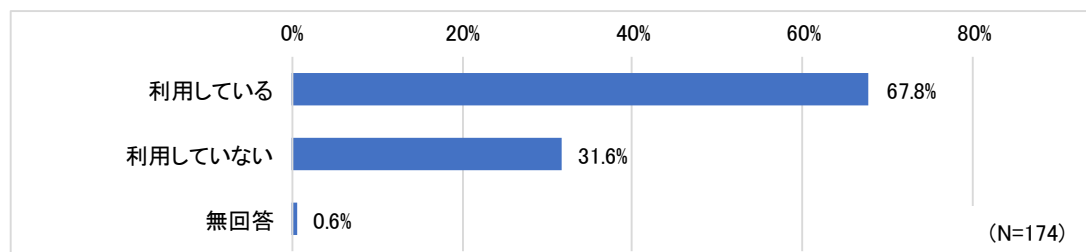
【参考：前回調査（平成30年12月）】

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	372 票	213 票	57.3%
小学生児童	251 票	148 票	59.0%

(3) 調査結果

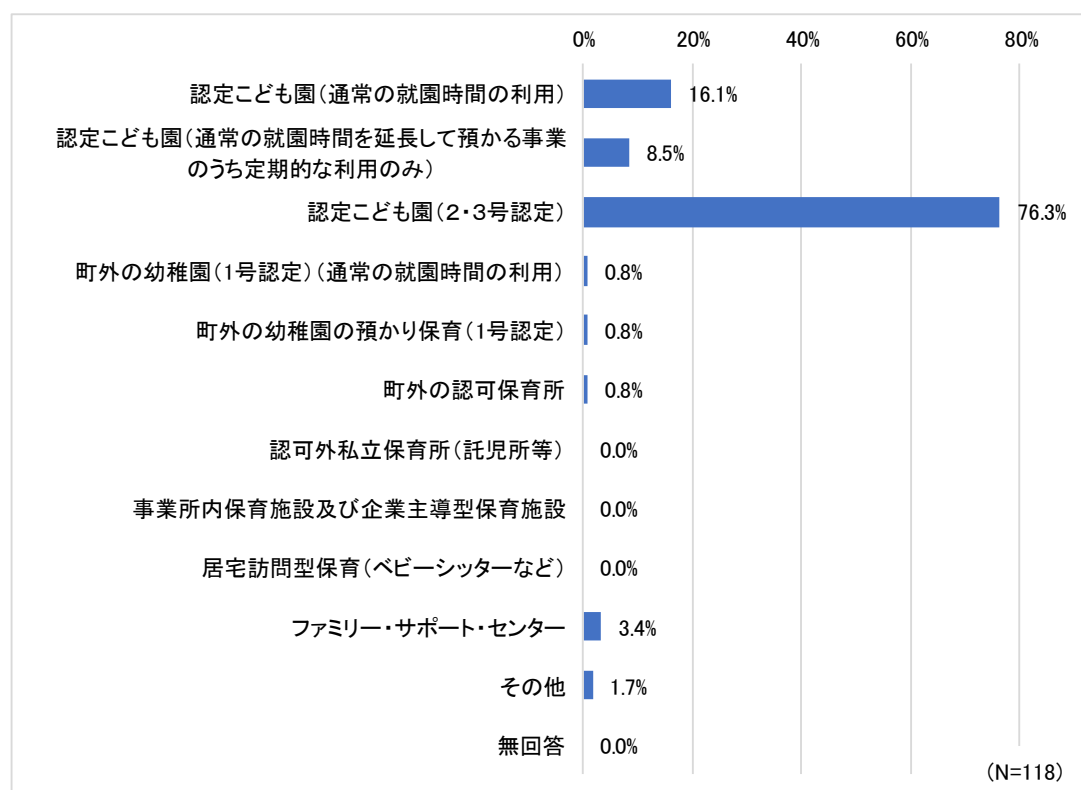
①就学前児童

問 16 宛名のお子さんは現在、認定こども園、幼稚園、保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

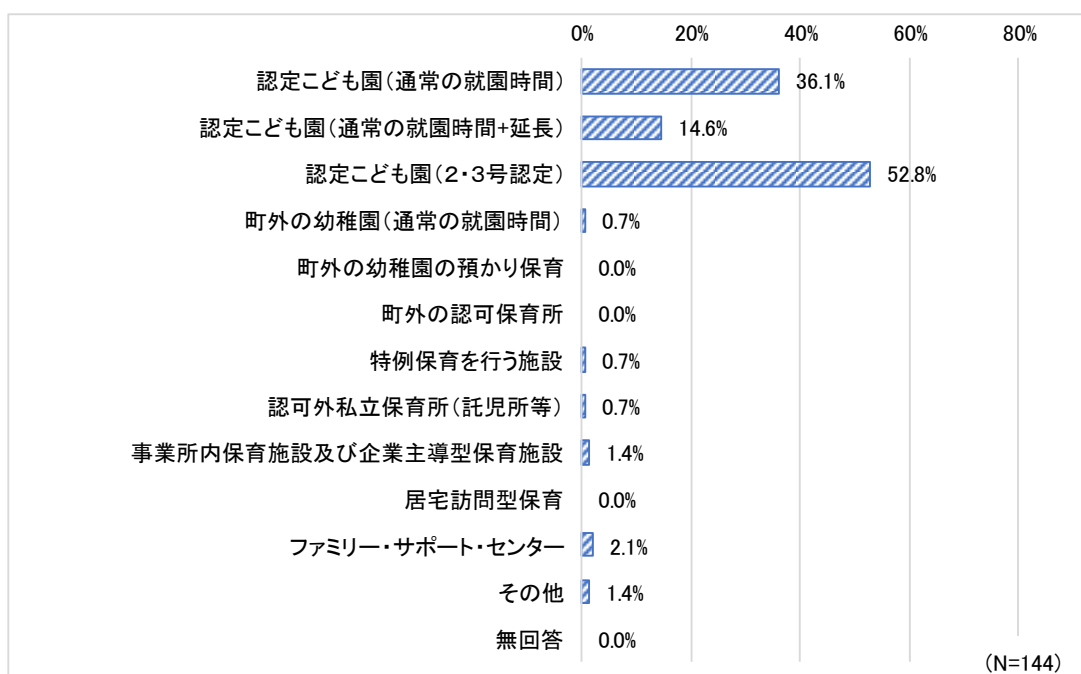


前回調査

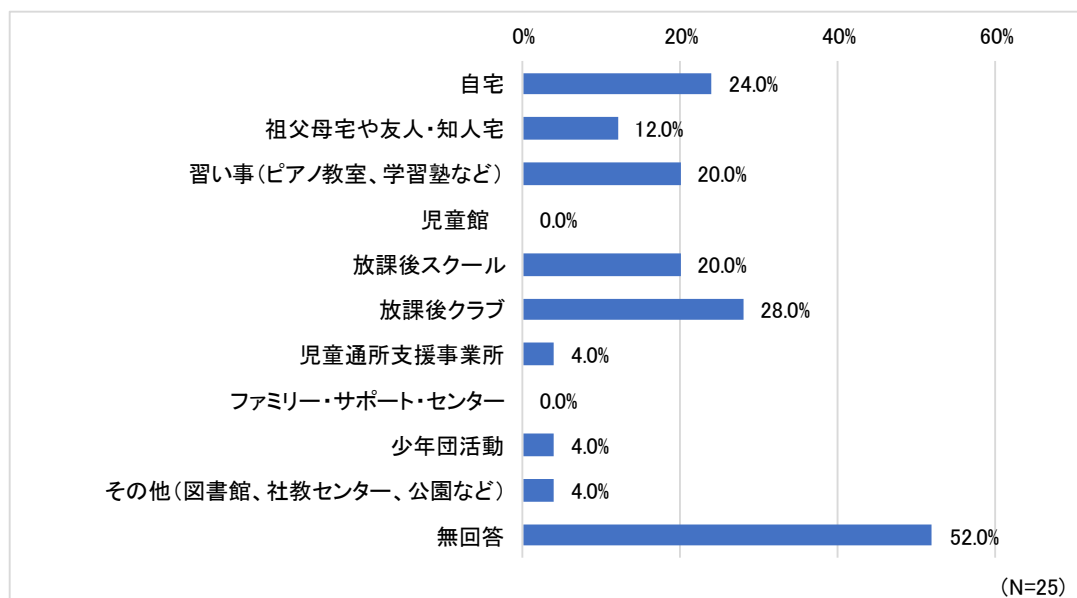
問 16-1 問 16 で「1.利用している」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。



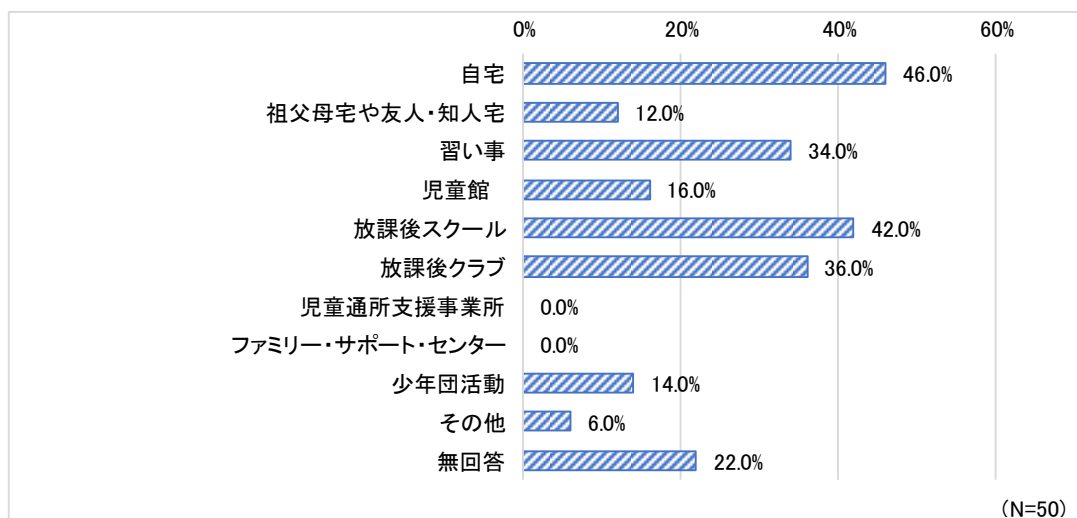
前回調査



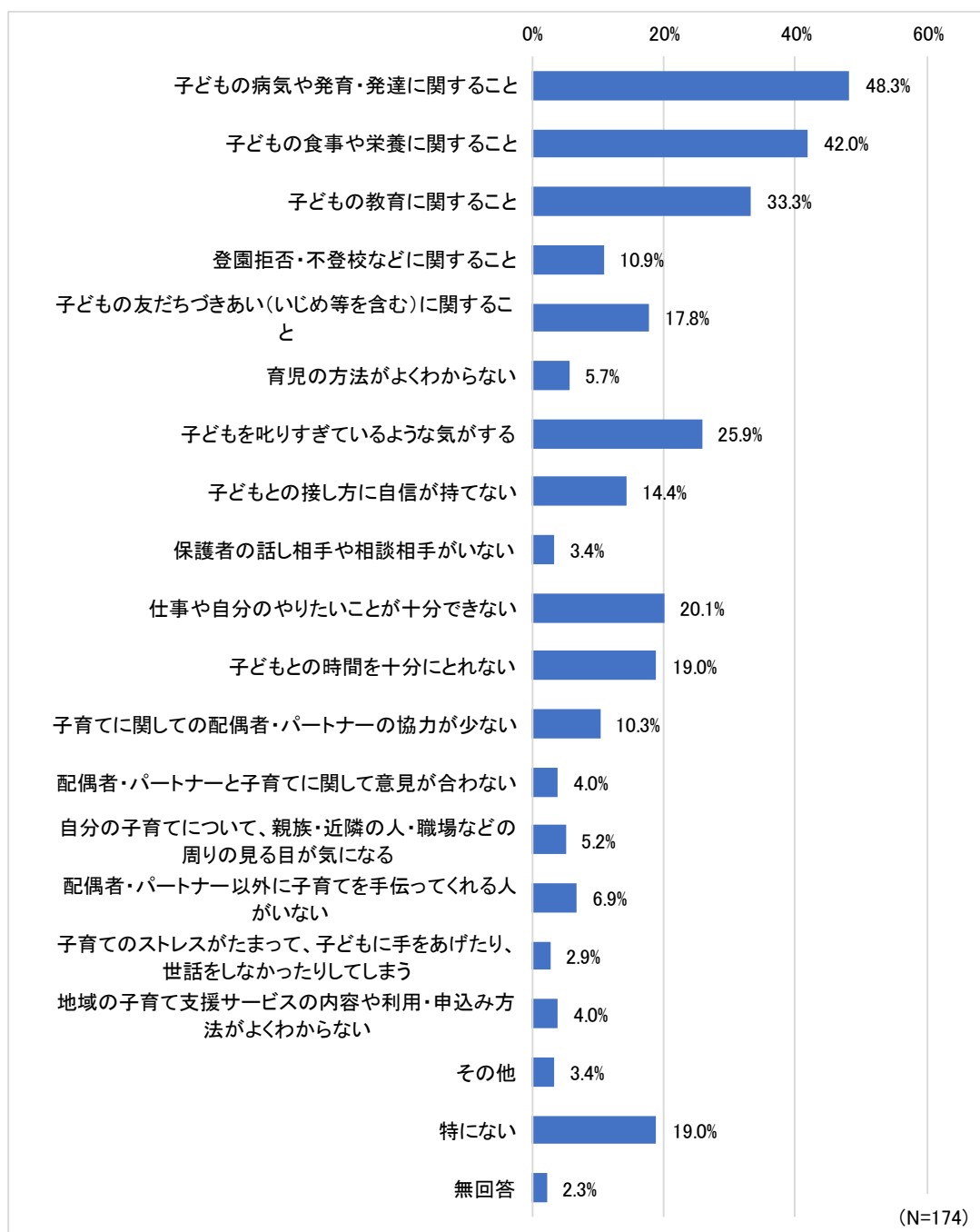
問 27 宛名のお子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

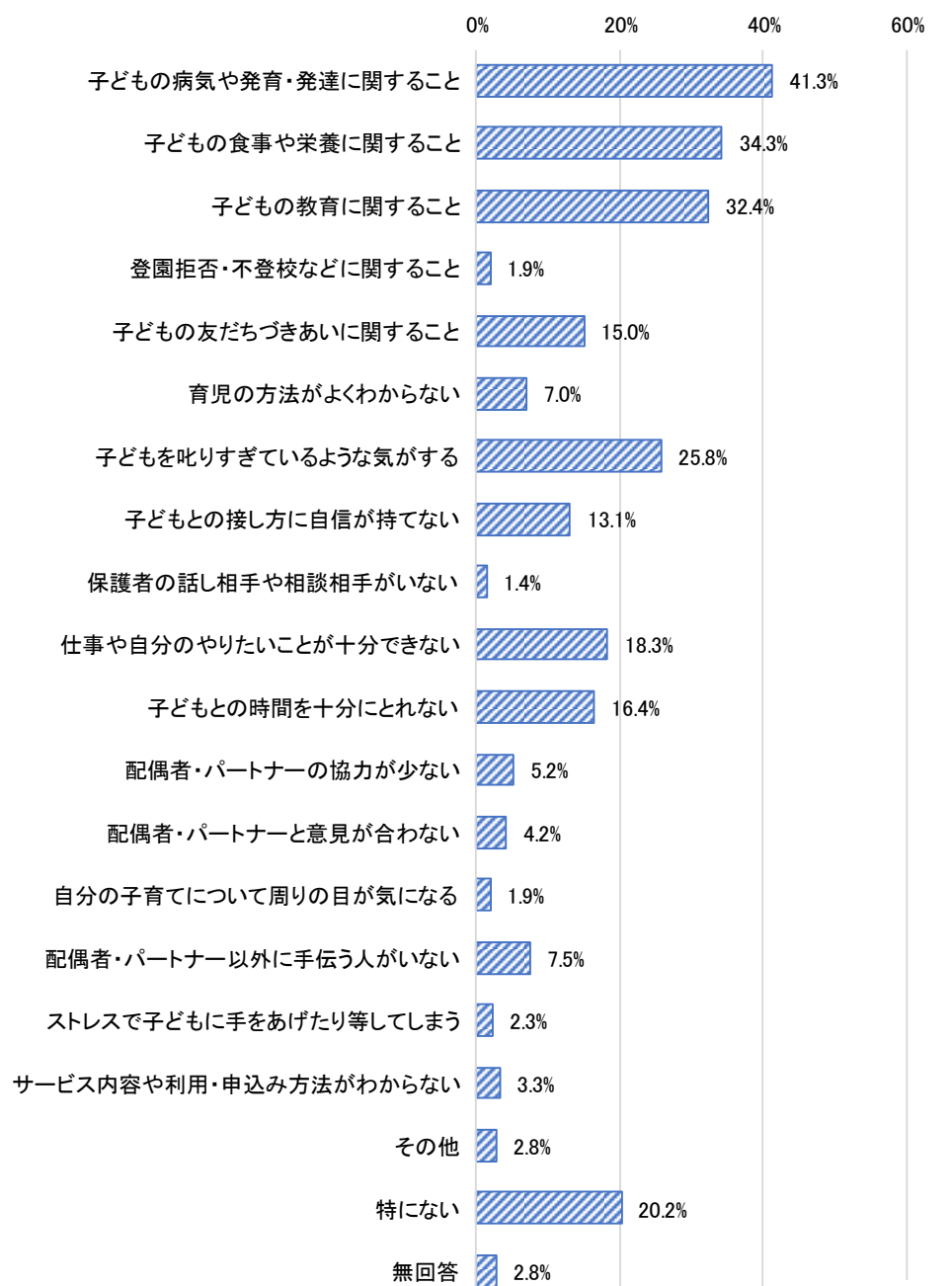


前回調査



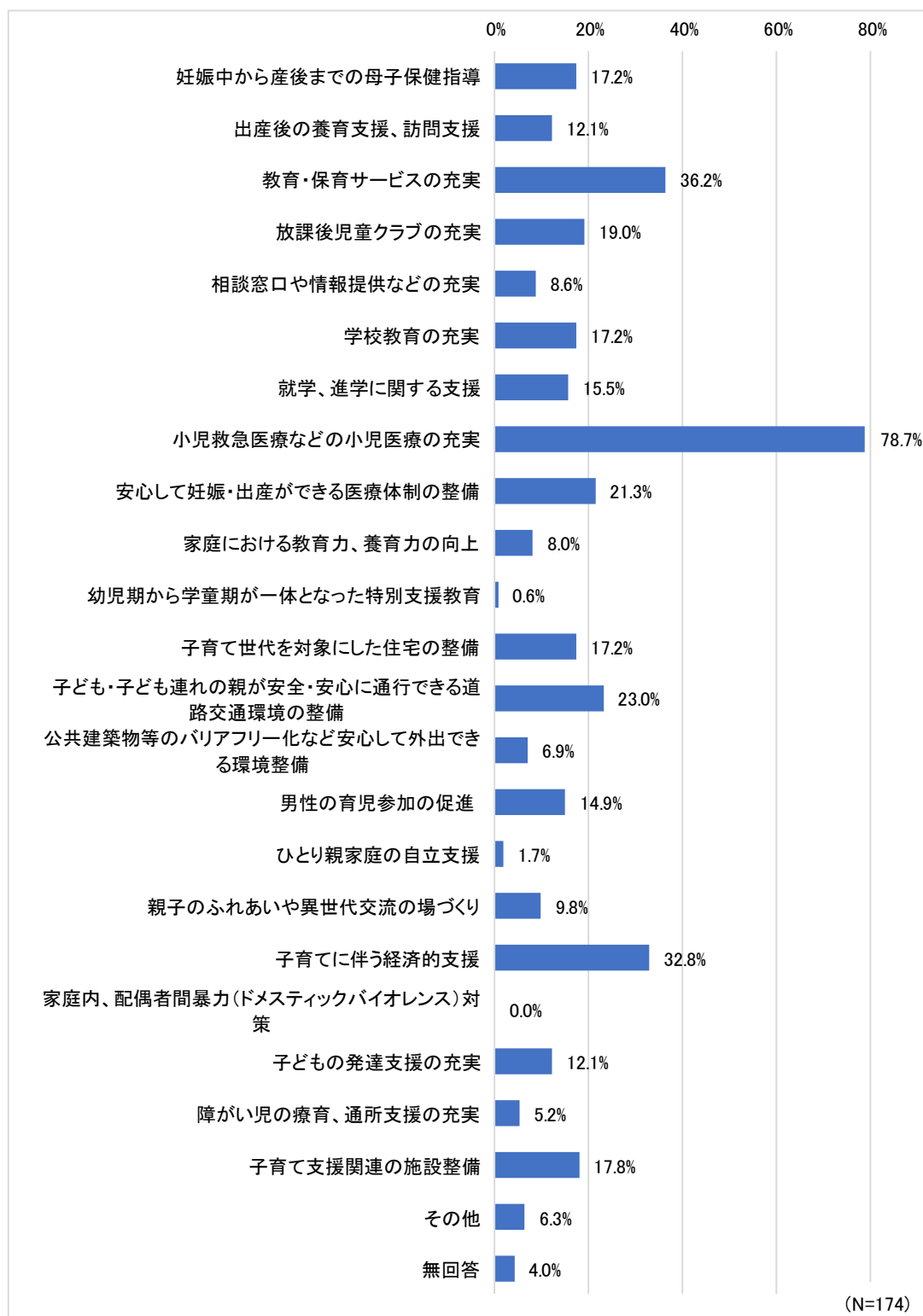
問 31 子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。当てはまる番号5つまで○をつけてください。

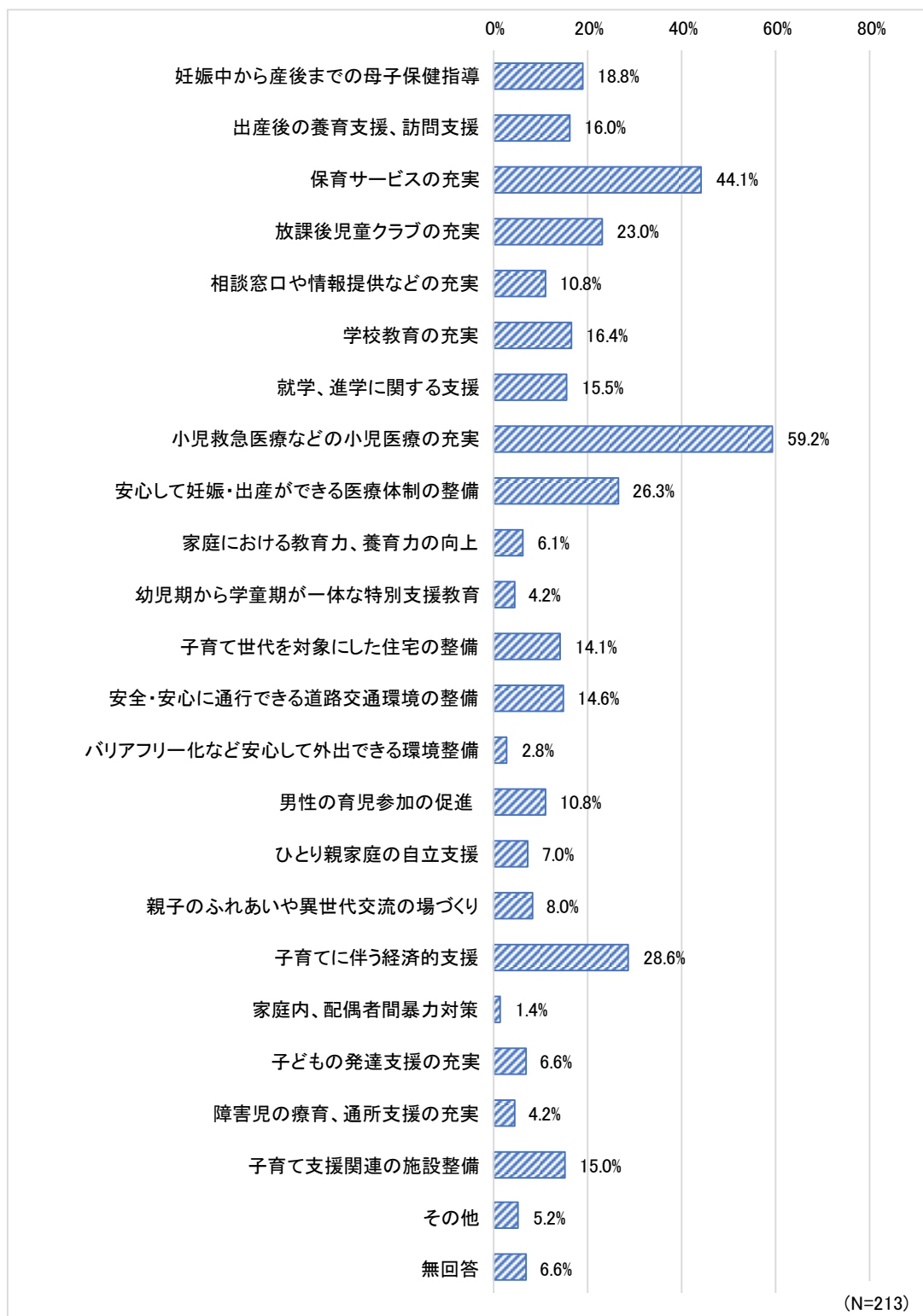




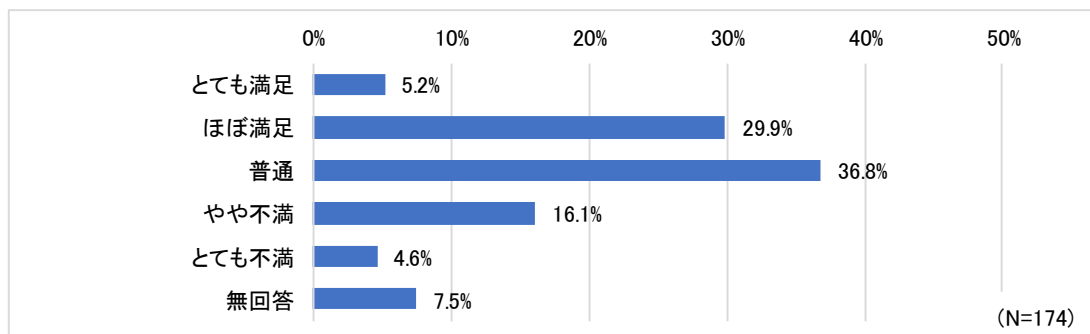
(N=213)

問 35 子育て支援の環境づくりに対する施策について、町が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思えますか。当てはまる番号5つまでに○をつけてください。

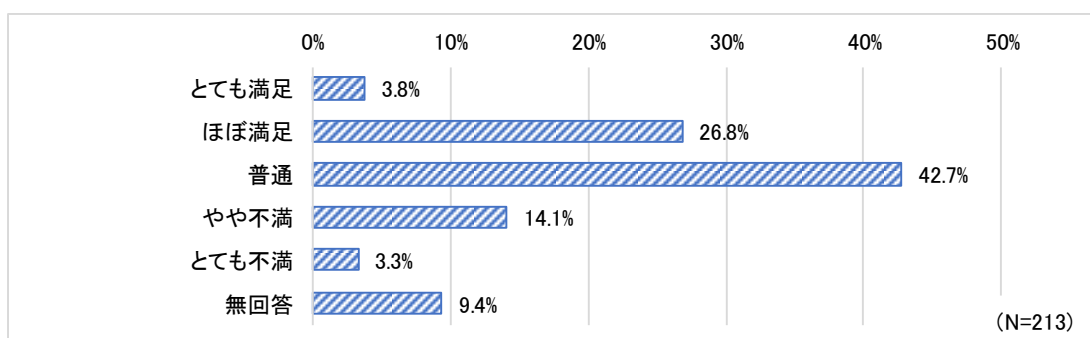




問36 上富良野町における子育ての環境や支援について、どのように感じていますか。当てはまる番号に1つに○をつけてください。

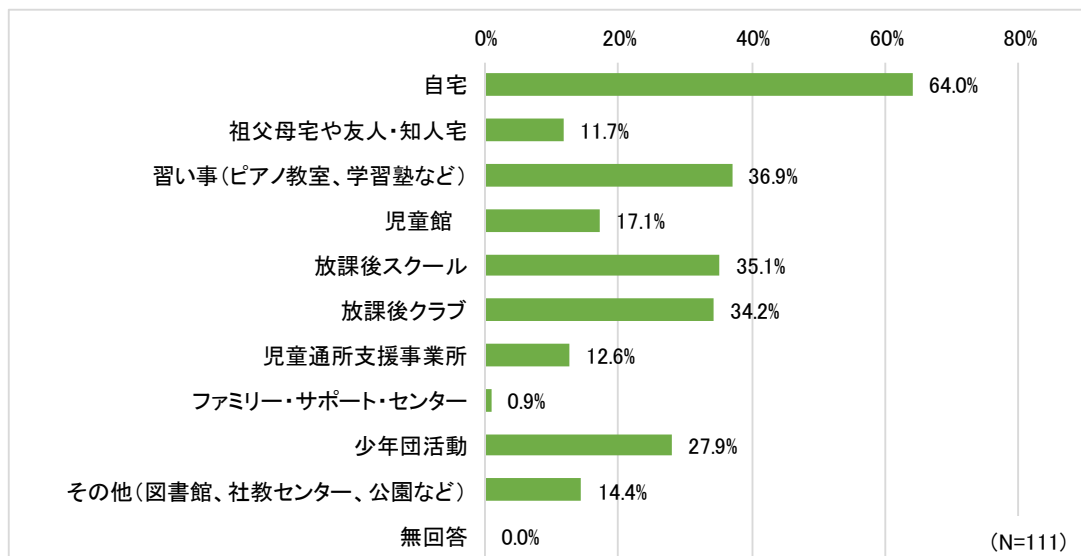


前回調査

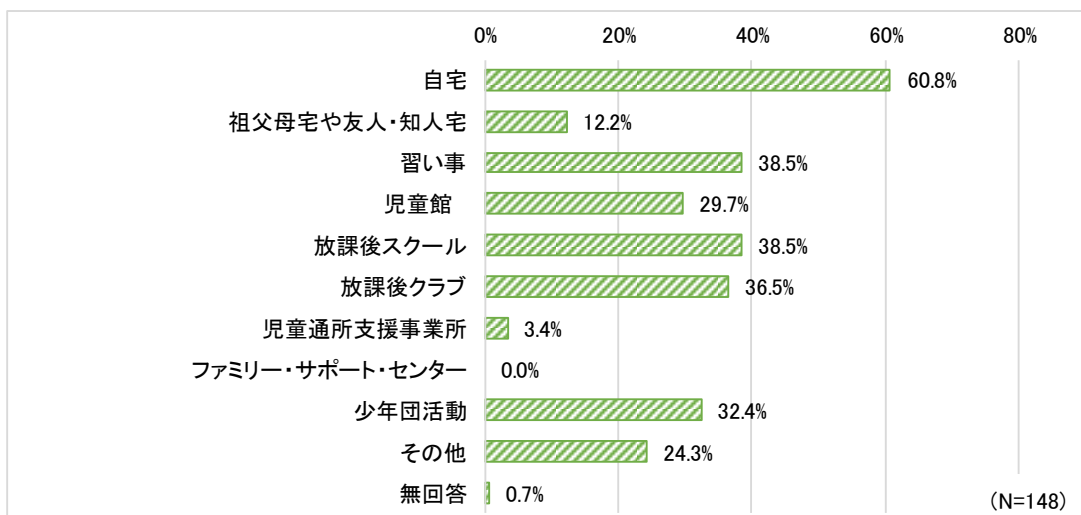


②小学生児童

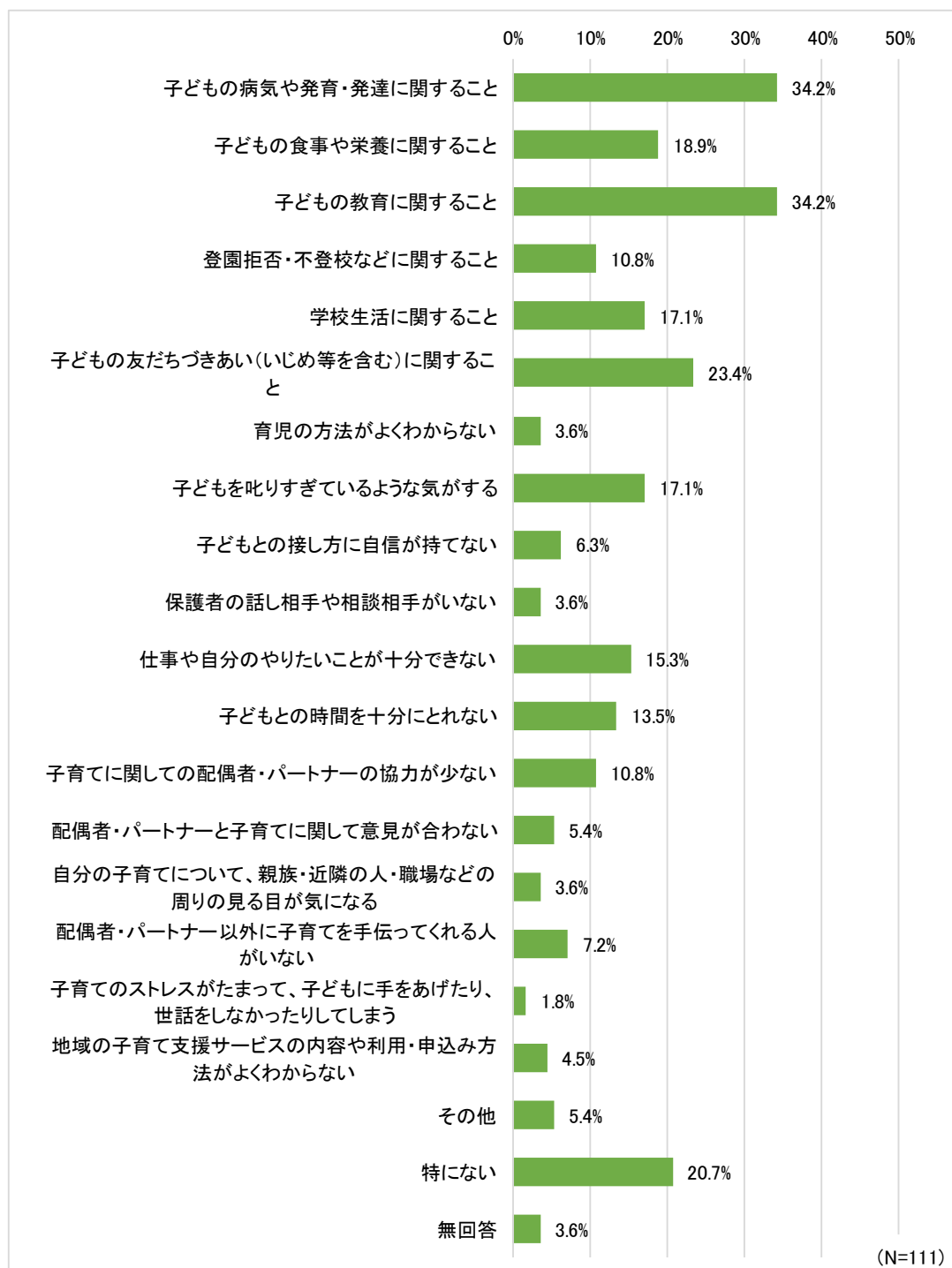
問 15 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

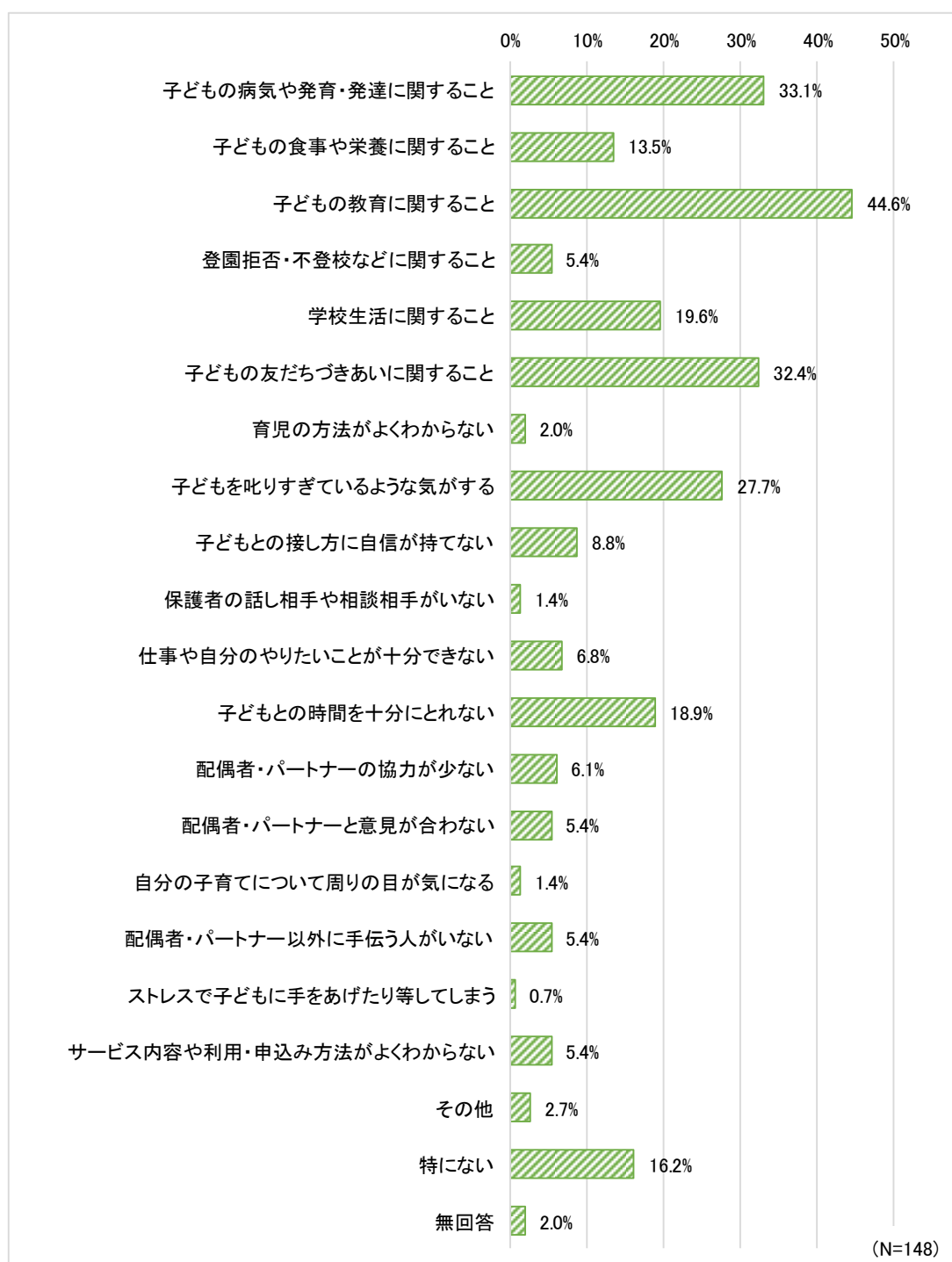


前回調査

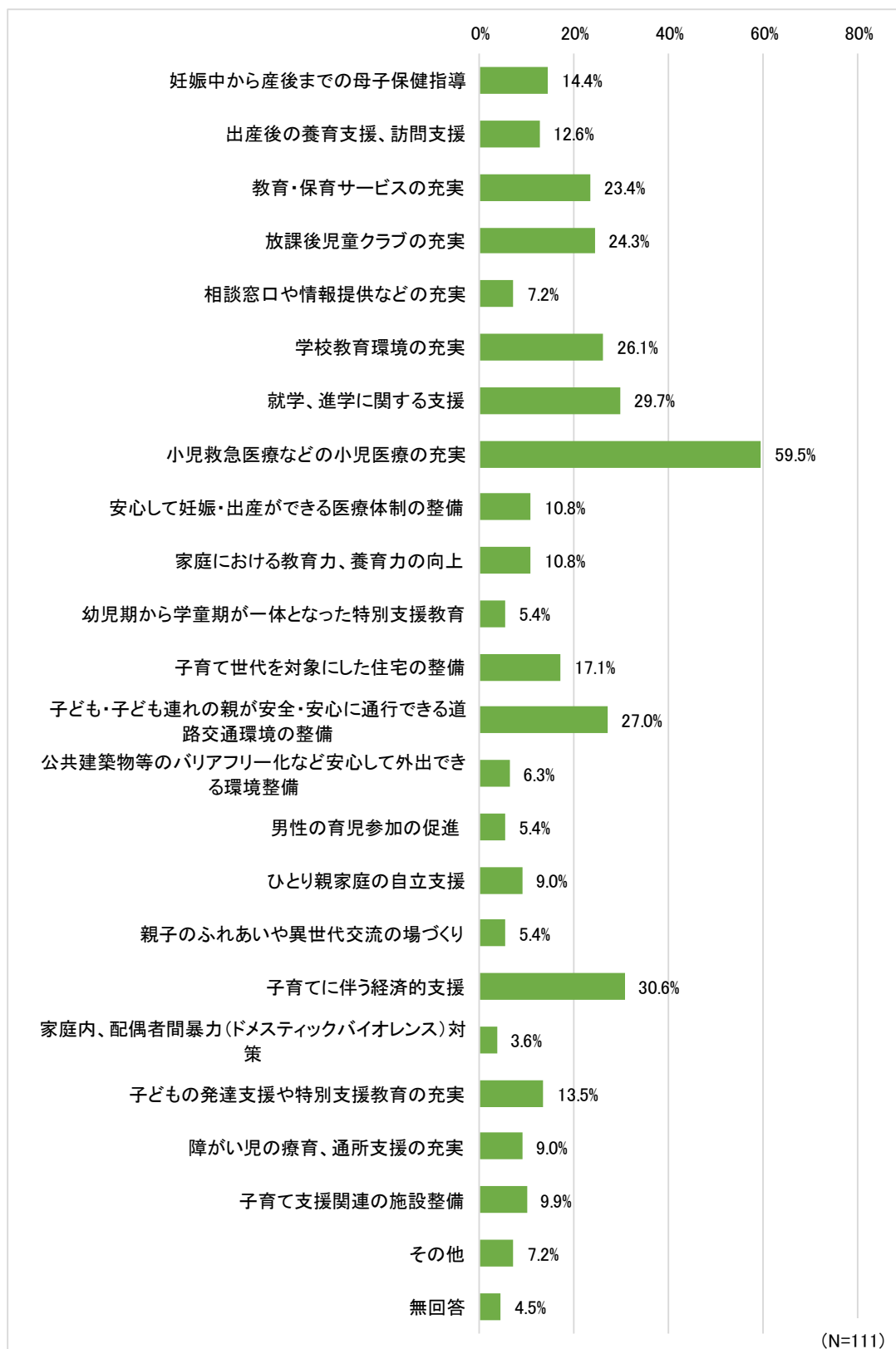


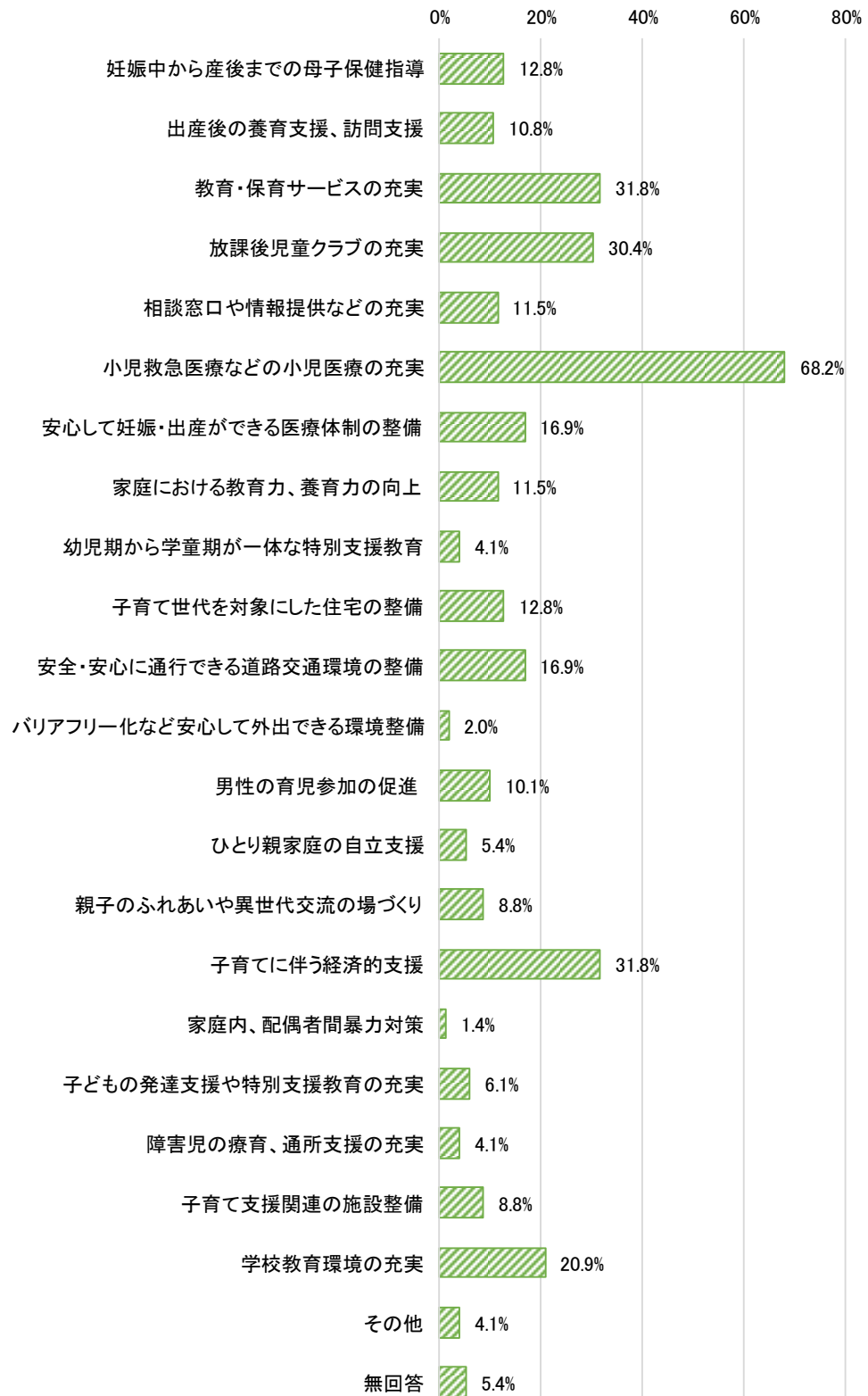
問 20 子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。当てはまる番号5つまで○をつけてください。





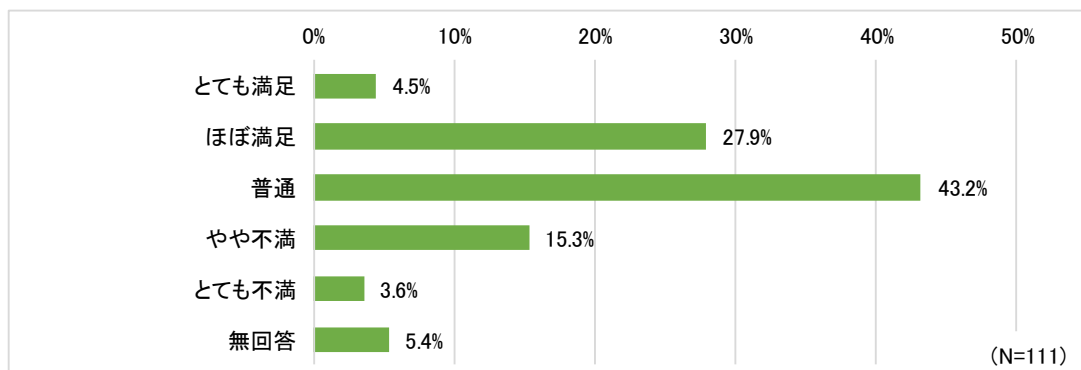
問 23 子育て支援の環境づくりに対する施策について、町が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思いますか。当てはまる番号5つまで○をつけてください。



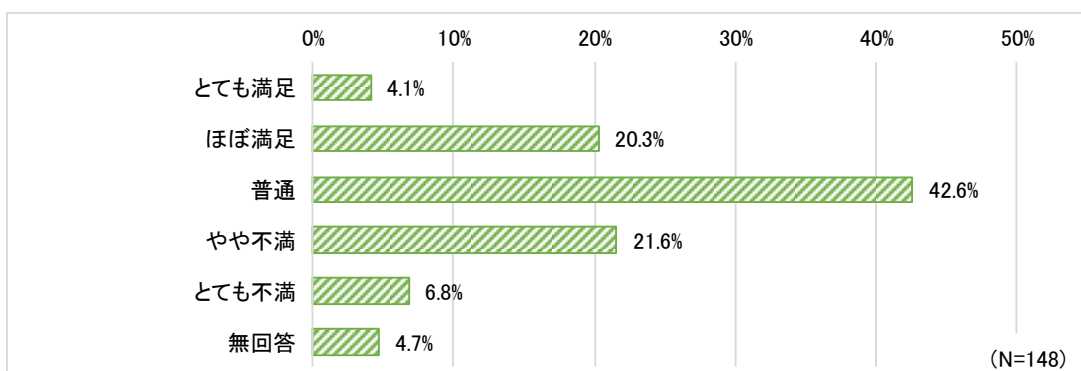


(N=148)

問 24 上富良野町における子育ての環境や支援について、どのように感じていますか。当てはまる番号に1つに○をつけてください。



前回調査



4 上富良野町子どもの生活実態調査アンケート調査結果の概要

(1) 調査目的

本調査は、近年、子どもたちの取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て家庭の生活実態や経済状況を把握し、より効果的な子育て支援策を検討することを目的としている。また、「上富良野町こども計画」づくりの基礎資料とするために、令和5年8月～9月に実施した。

(2) 調査の概要

調査対象、実施方法、調査結果については、以下のようになっています。

調査対象	実施方法	配布数	回収数（率）
①小学5年生子ども	・学校を通じ配付、回収 ・保護者及び子どもが記載した調査票は、記入後、それぞれの回収用封筒に入れ、封を閉じて、学校に提出	85	59 (69.4%)
②小学5年生保護者		85	60 (70.6%)
③中学2年生子ども		83	53 (63.9%)
④中学2年生保護者		83	53 (63.9%)
⑤高校2・3年生子ども		172	38 (22.1%)
⑥高校2・3年生保護者		172	39 (22.7%)

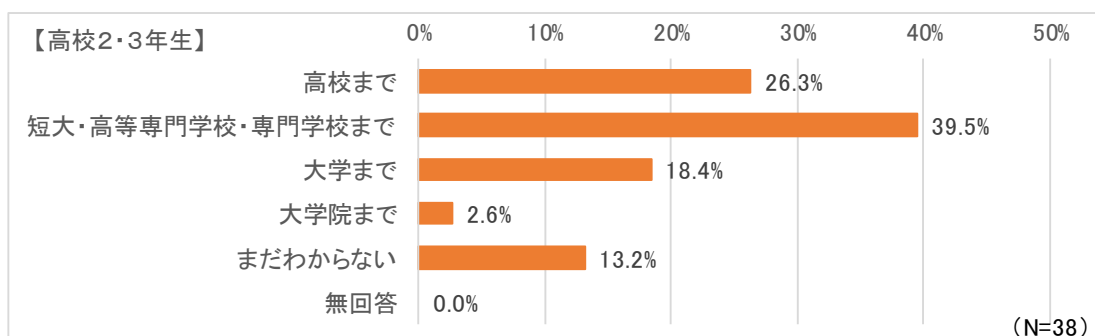
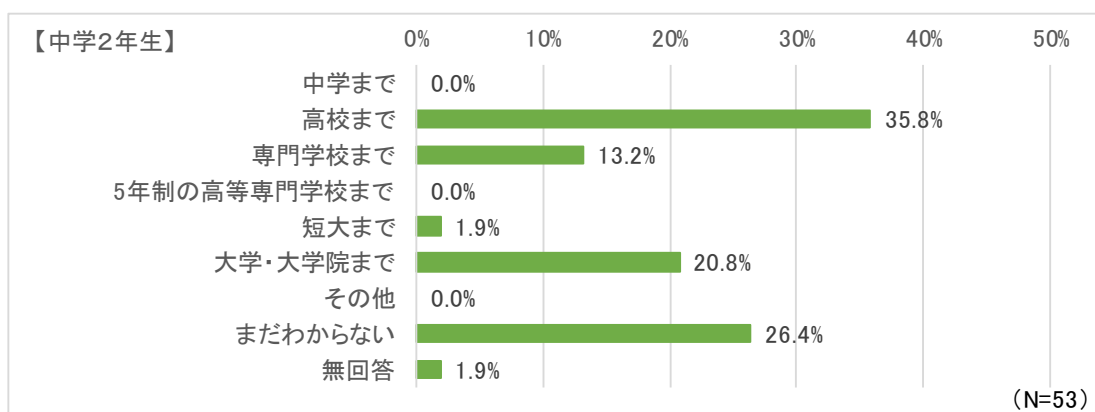
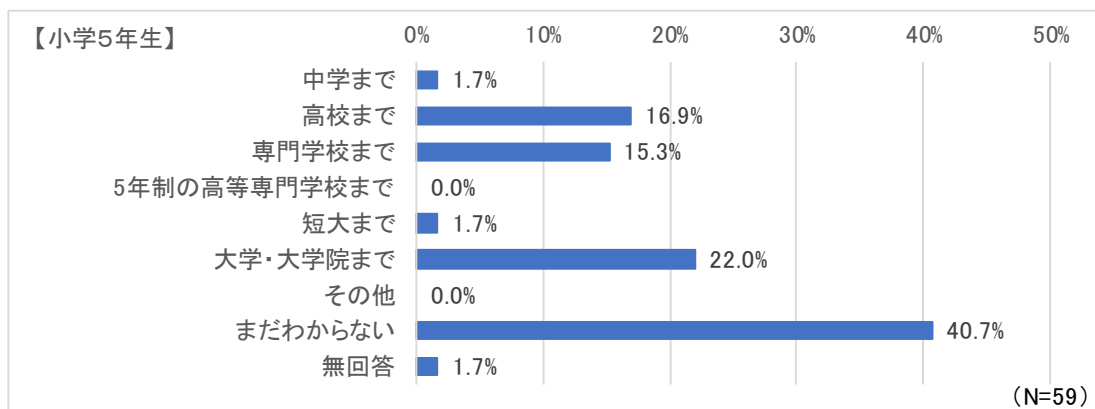
(3) 調査結果

①将来の進路希望について（子ども自身の回答）

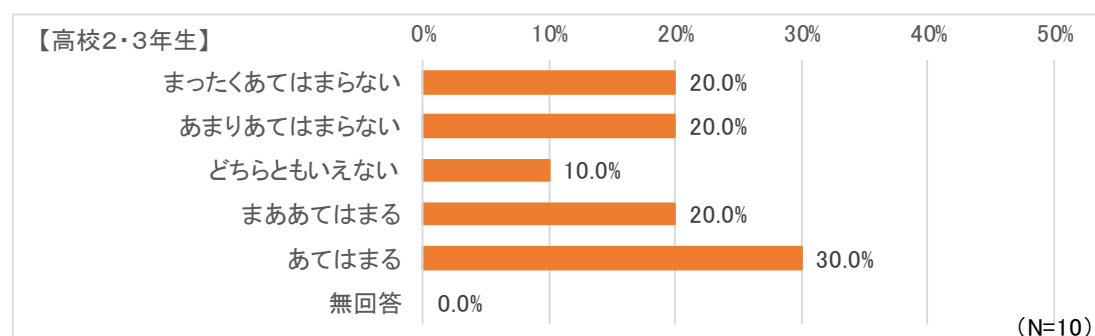
将来どこまで進学したいか子ども自身に聞いたところ、小学5年生では「まだわからない」が40.7%で最も多く、続いて「大学・大学院まで」が22.0%、「高校まで」が16.9%の順になっています。中学2年生では、「高校まで」が35.8%で最も多く、続いて「まだわからない」が26.4%、「大学・大学院まで」が20.8%の順となっています。

高校2・3年生では、「短大・高等専門学校・専門学校まで」が39.5%で最も多く、続いて「高校まで」が26.3%となっています。

「高校まで」と回答した高校2・3年生にその理由を尋ねたところ、「進学に必要なお金のことが心配だから」が「あてはまる」と回答した割合は30.0%となっています。

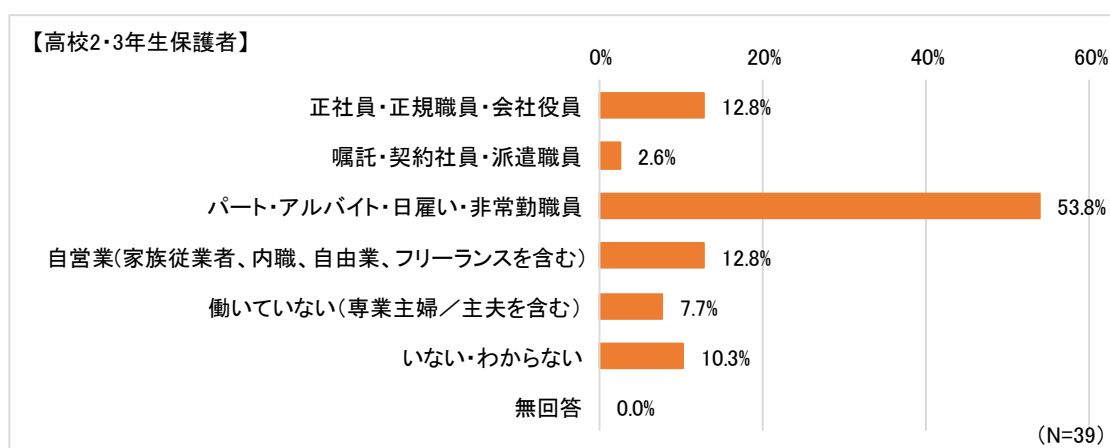
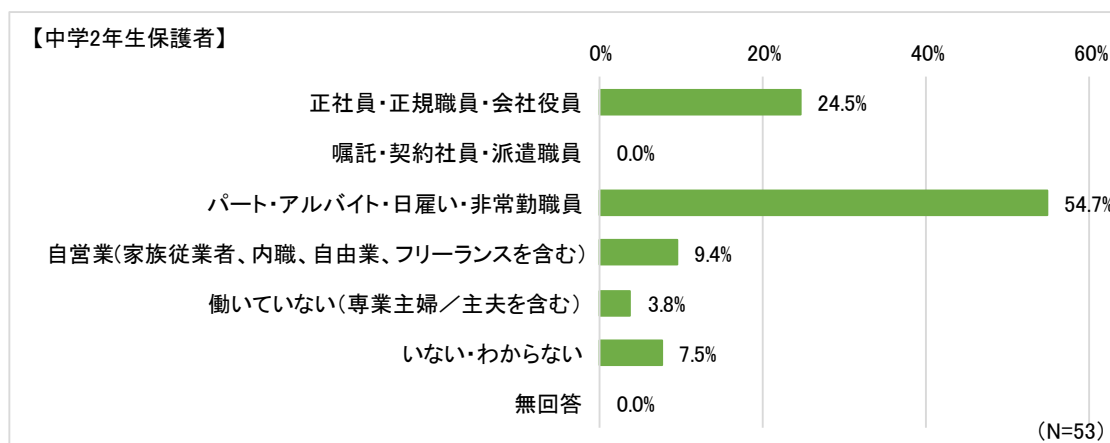
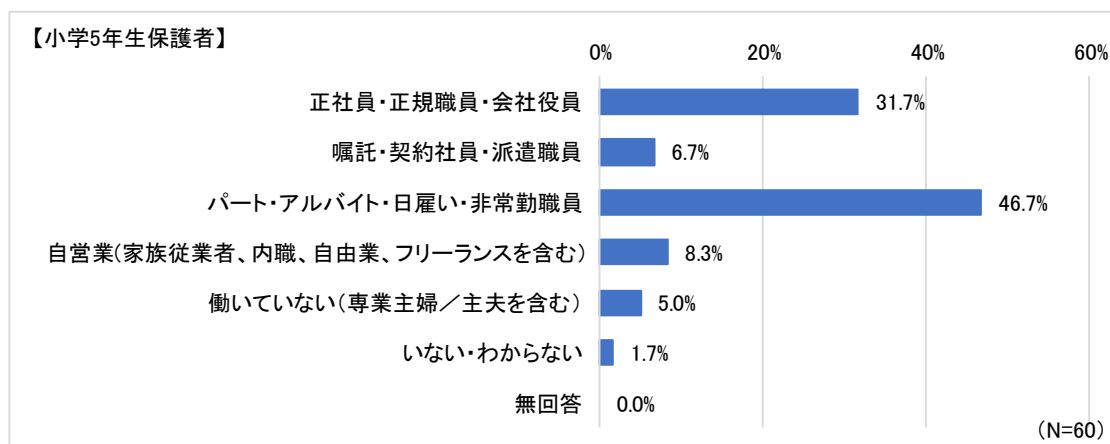


【「高校まで」と回答した理由で「進学に必要なお金のこと」が心配だからがあてはまるか】



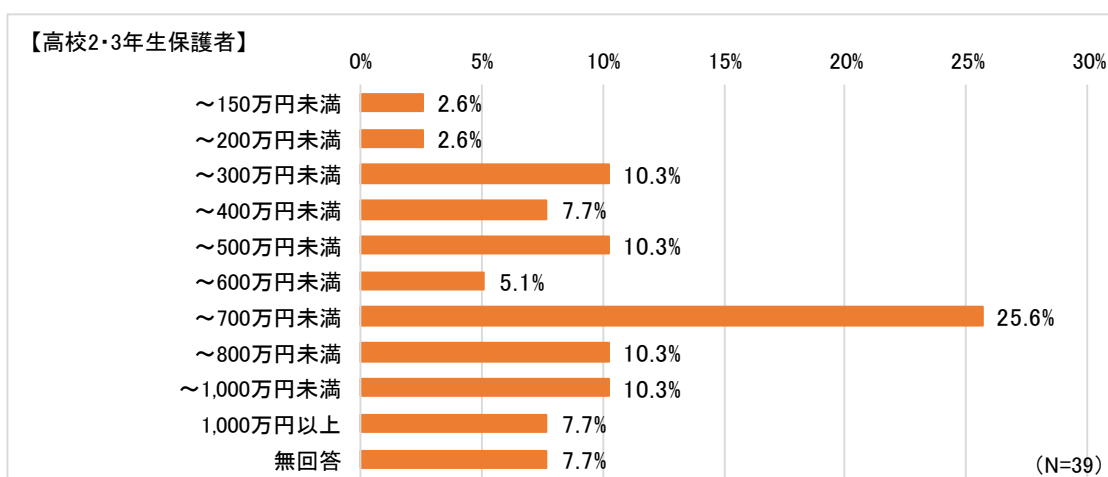
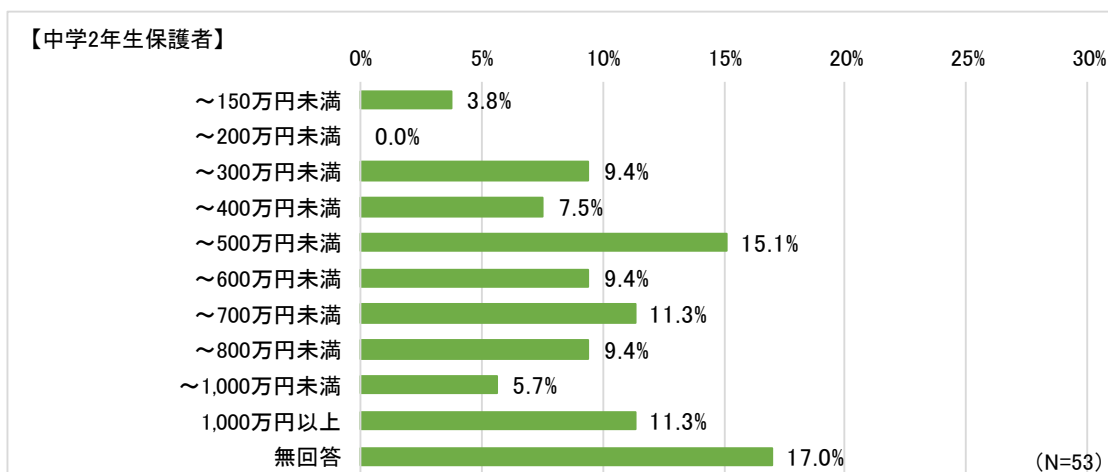
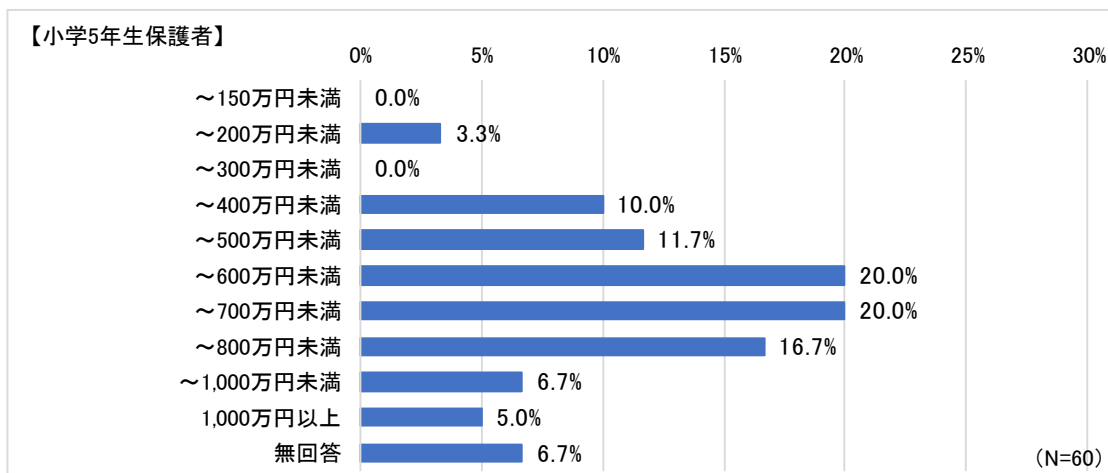
②母親の働き方について（保護者の回答）

母親の働き方は、小学生・中学生・高校生いずれも「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が最も多く、続いて「正社員・正規職員・会社役員」が多くなっています。



③世帯年収について

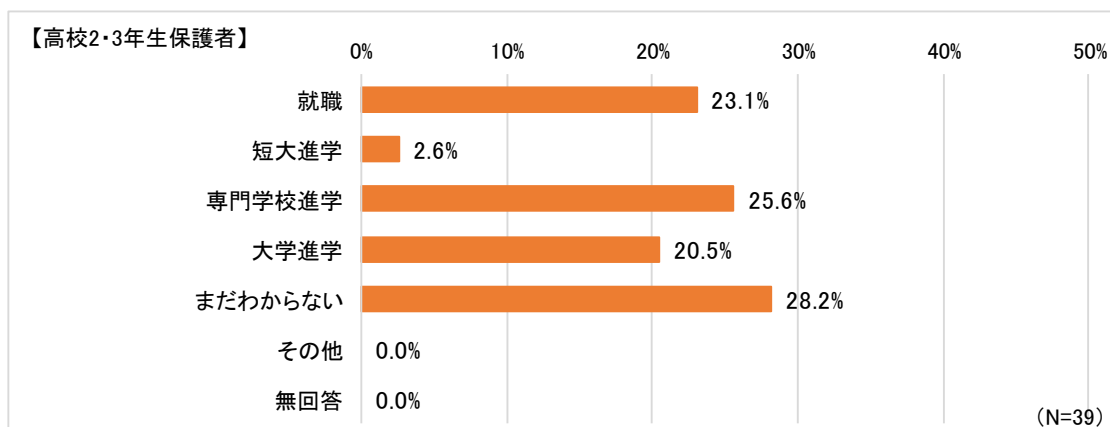
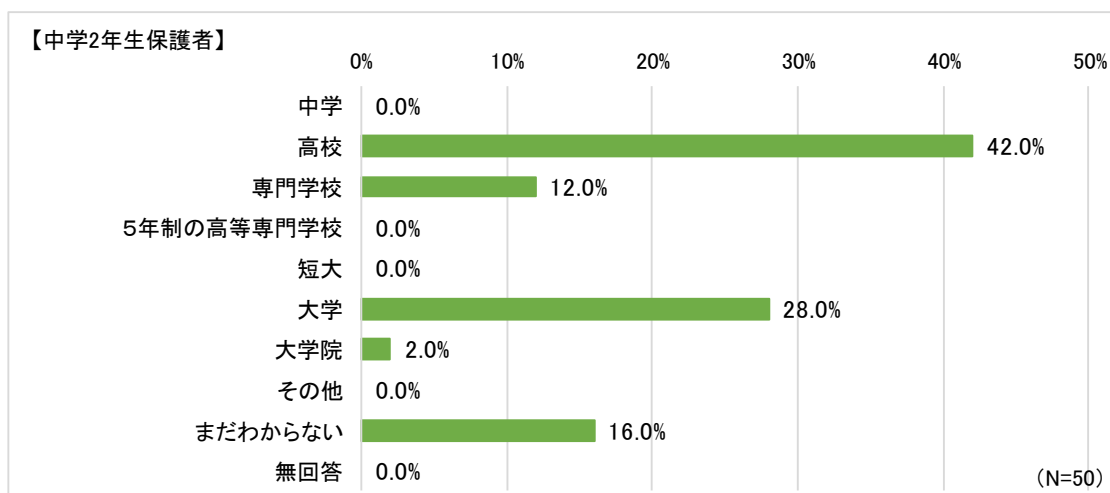
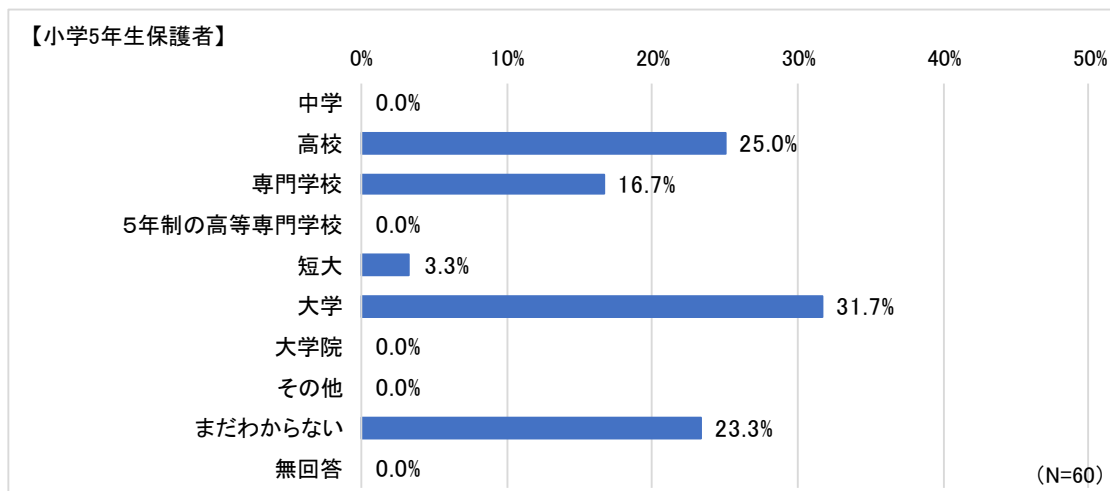
世帯全体の年間収入(税込)は、小学5年生保護者では「～600万円未満」と「～700万円未満」が最も多く、中学2年生保護者では「～500万円未満」、高校2・3年生保護者では「～700万円未満」が最も多くなっています。



④自分の子どもがどこまで進学すると思うか

小学5年生・中学2年生の保護者に、現実的に見て、子どもがどの学校まで進学すると思うかたずねたところ、小学5年生保護者では「大学」が31.7%で最も多く、続いて「高校」が25.0%となっています。中学2年生保護者では、「高校」が42.0%で最も多く、続いて「大学」が28.0%となっています。

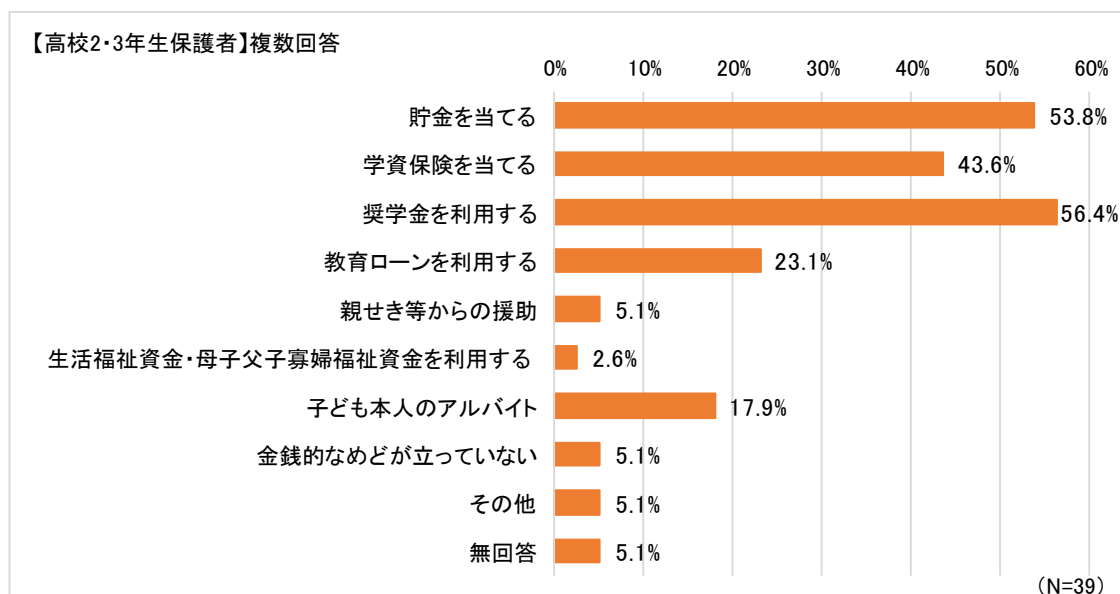
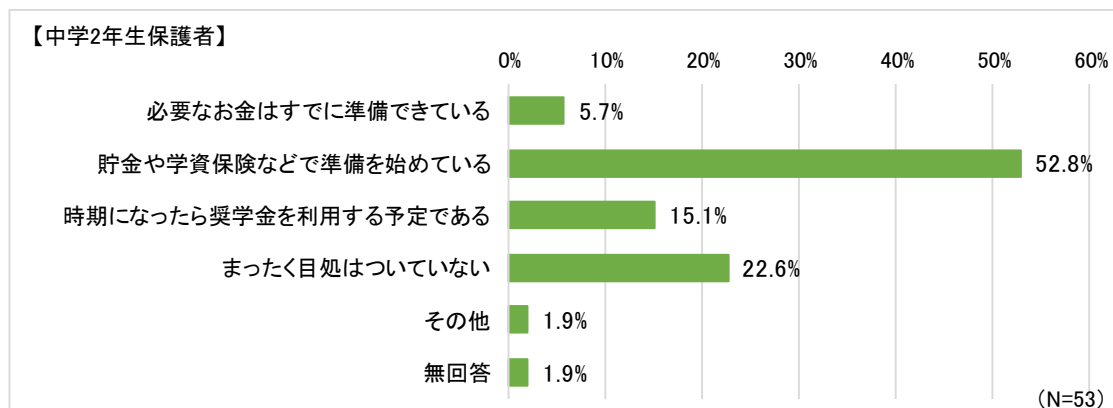
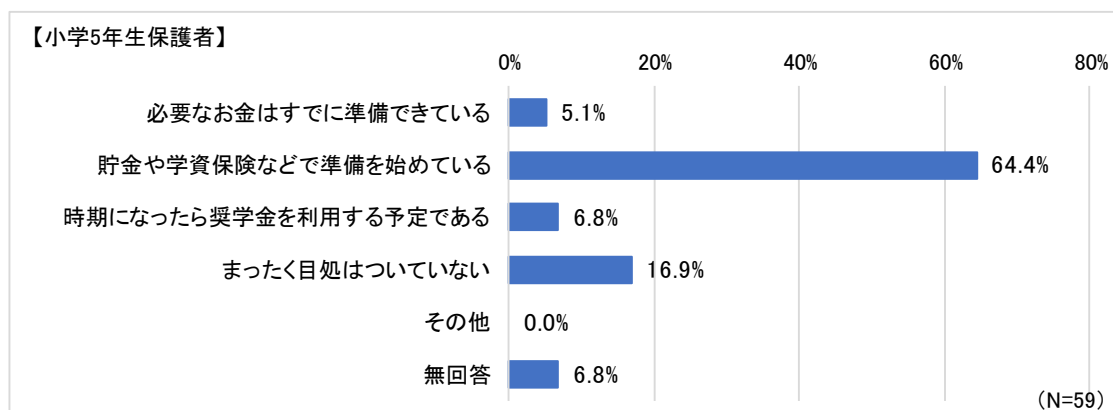
高校2年生・3年生の保護者に、子どもの高校卒業後の進路についてたずねたところ、「まだわからない」が28.8%で最も多く、続いて「専門学校進学」が25.6%、「就職」が23.1%、「大学進学」が20.5%の順になっています。



⑤教育を受けさせるお金の準備について

小学5年生・中学2年生の保護者の教育費の準備状況は、いずれも「貯金や学資保険などで準備を始めている」が最も多く、続いて「まったく目処はついていない」が多くなっている。

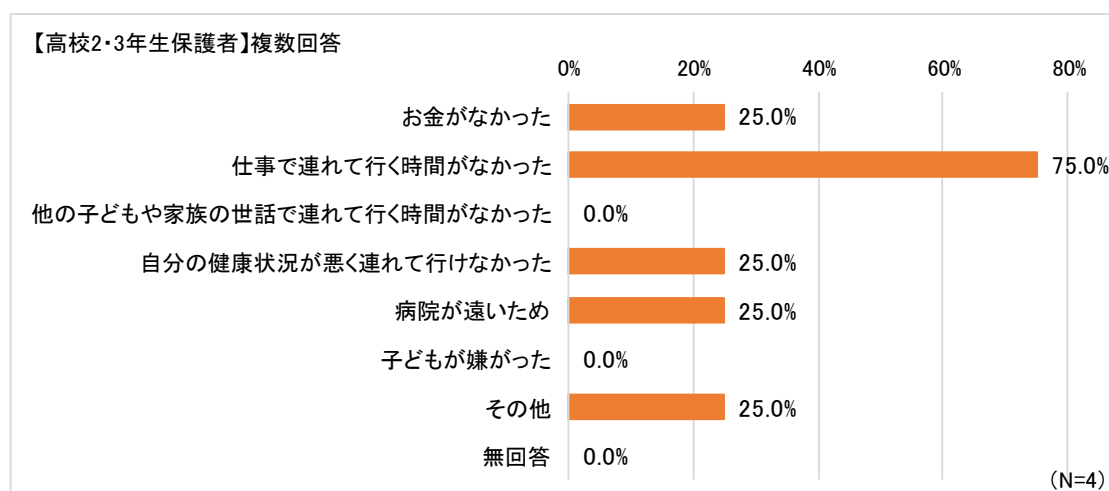
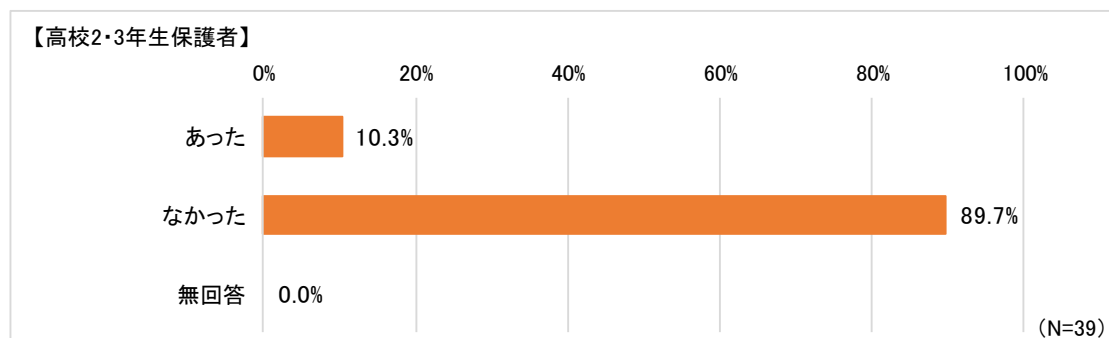
高校2・3年生の保護者の、高校卒業後に進学する場合の準備状況は、「奨学金を利用する」が56.4%で最も多く、続いて「貯金を当てる」が53.8%、「学資保険を当てる」が43.6%の順になっている。



⑥病院や歯科を受診させなかったとこ（高校生の保護者のみ）

過去1年間に、お子さんを病院や歯科で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかった経験は、「あった」が10.3%となっている。

子どもを受診させなかった理由としては、「仕事で連れて行く時間がなかった」が75.0%で最も多くなっている。



上富良野町こども計画 2025～2029

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月発行

発行 上富良野町

編集 上富良野町保健福祉課

〒071-0553

上富良野町旭町2丁目1番26号

上富良野町こどもセンター内

☎0167-45-6501